

平成24年第3回定例会

奈井江町議会定例会会議録

平成24年9月 6日 開会

平成24年9月13日 閉会

奈 井 江 町 議 会

平成24年第3回奈井江町議会定例会

平成24年9月6日（木曜日）

午前10時00分開会

○ 議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議長諸般報告
 - 1. 会務報告
 - 2. 議会運営委員会報告
 - 3. 委員会所管事務調査報告
 - 4. 例月出納定例検査報告
- 第 4 行政報告（町長、教育長）
- 第 5 町政一般質問（通告順）
- 第 6 報告第 1号 補助団体監査結果報告について
- 第 7 報告第 2号 平成24年度に公表する健全化判断比率について
- 第 8 報告第 3号 平成24年度に公表する資金不足比率について
- 第 9 報告第 4号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定）
- 第10 報告第 5号 高校進学選択プロセスに係るアンケート調査結果報告書について
- 第11 議案第 8号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する規約の制定について
- 第12 議案第 1号 平成24年度奈井江町一般会計補正予算（第4号）
- 第13 議案第 2号 平成24年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）
- 第14 議案第 3号 平成24年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第15 議案第 4号 平成24年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
- 第16 議案第 5号 平成23年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計未処理欠損金の処理について
- 議案第 6号 平成23年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計未処理欠損金の処理について
- 認定第 1号 平成23年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 平成23年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3号 平成23年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決

算の認定について

- 認定第 4号 平成23年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5号 平成23年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6号 平成23年度奈井江町老人保健施設事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7号 平成23年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計歳入歳出決算の認定について

○ 出席議員（10名）

1番	遠藤	共子	2番	石川	正人
3番	三浦	きみ子	4番	大矢	雅史
5番	森岡	新二	6番	森	繁雄
7番	笹木	利津子	8番	森山	務
9番	鈴木	一男	10番	堀	松雄

○ 欠席議員（0人）

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名

町	長	北良治								
副町	長	三本英司								
教	育	長村上清司								
会	計	管	理	者	篠田茂美					
ま	ち	づ	く	り	課	長	相澤公			
く	ら	し	と	財	務	課	長	小澤克則		
ふ	る	さ	と	振	興	課	長	碓井直樹		
お	も	い	や	り	課	長	岩口茂			
ま	ち	な	み	課	長	大津一由				
健	康	ふ	れ	あ	い	課	長	小澤敏博		
や	す	ら	ぎ	の	家	施	設	長	表久義	
教	育	次	長	鈴	木	隆				
ふ	る	さ	と	振	興	課	長	補	佐	秋葉秀祐
教	育	委	員	長	萬	孝	志			
農	業	委	員	会	会	長	桑島雅憲			
代	表	監	査	委	員	中	野	浩	二	

○ 職務のために出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 萬 博 文
庶 務 係 長 栗 山 ひろみ

開会・挨拶

●議長

おはようございます。

連日の猛暑で大変蒸し暑い日が続いておりますが、今日は、冒頭から議場が本当に暑いということで、上着を取っての開会ではありますが、よろしくご協力のほどをお願い致します。

また一昨日でしたか、雷がありまして、若干被害が出たところがあったようですが、大変お疲れのところ定例会ご出席大変ご苦労さまです。

只今、出席議員10名で、定足数に達していますので、平成24年奈井江町議会第3回定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、7番笹木議員、8番森山議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

●議長

日程第2、会期の決定を議題と致します。

おはかりします。

今期、定例会の会期は、本日から13日までの8日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日から13日までの8日間に決定しました。

日程第3 議長諸般報告

1. 会務報告

●議長

日程第3、議長諸般報告を行います。

会務報告は、書面のとおりですので、ご了承願います。

2. 議会運営委員会報告

(10時01分)

●議長

議会運営委員会報告について、委員長の発言を許します。

6番森議員。

(議会運営委員長 登壇)

●6番

皆さん、おはようございます。

第3回の定例会、大変、ご苦労さまでございます。

今定例会までに、議会運営委員会を開催致しておりますので、ご報告を申し上げたいと思います。

委員会開催日、調査事項、調査内容の順でご報告を申し上げます。

まずはじめに、委員会開催日、平成24年8月1日、調査事項、議会運営について、調査内容、①平成24年度町政懇談会について、②奈井江町都市計画審議委員の推薦についてを協議させて頂きました。

続きまして、委員会開催日、平成24年8月31日、調査事項、第3回定例会議会運営についてでございます。調査内容は、①会期及び議事日程について、②町政一般質問について、③議案審議について、④決算審査特別委員会について、⑤請願、意見案、陳情、要請等の取り扱いについて、⑥調査等についてでございます。

以上、議会運営委員会を開催致しておりましたので、報告を申し上げます。

3. 委員会所管事務調査報告

(10時03分)

●議長

委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。

まちづくり常任委員長、8番森山議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

● 8 番

皆さん、おはようございます。

第3回定例会出席大変ご苦労さまでございます。

それでは第2回定例会において付託されました所管事務調査を行いましたので、その報告を行います。

委員会開催日7月25日、調査事項、調査第2号「高齢者福祉計画について」であります。

健康ふれあい課長、介護支援係主査の出席を求め、提出された資料の説明を受け質疑を行いました。

調査内容と致しましては、1. 介護認定者の動向、2. 介護給付費の動向、3. 緊急通報システムについて、4. 高齢者福祉計画についてであります。

資料は、別紙のとおりでございます。

審議の結果、意見要望と致しまして、高齢者福祉計画の中核をなす施設サービスにおいて、本町においては、病院において、一般病床・医療療養型病床・介護療養型病床に老人保健施設・特別養護老人ホームにひだまり等の生活支援ハウスなど、さまざまなケースに即応したサービスが展開されており、より充実したものとなっている。

施設入所を希望する待機者において、年々介護度が高くなる傾向が見受けられることから、常に待機者の状況を把握し、実態に即したサービスの展開に努めていただきたい。

健寿苑の創設以来、町民の理解と協力により施設ボランティアの活動が積極的になされてきたが、高齢化等により、参加人数が減少してきている現状がある。それらの実態をふまえて町は、新しい形のボランティアのあり方を検討中との説明を受けたが、その実現に期待するというものであります。

続きまして、委員会開催日、同じく7月25日であります。

調査事項、調査第1号「町立病院及び老人保健施設の管理運営について（現地調査含む）」であります。

病院事務長、健寿苑主幹、総務係長、医事係長の出席を求め提出された資料の説明を受け質疑を行った後、現地調査を実施しました。

調査内容ですが、1. 町立国保病院の管理運営についてであります。

その内容と致しまして、財務諸表、診療収益の状況、患者別保険別内訳、開放型病院運営状況、職員に関する事項であります。

2. 健寿苑の管理運営についてであります。

その内容と致しましては、財務諸表、営業収益の状況、入所者介護度及び待機状況、職員に関する事項、諸行事実実施状況、ボランティア活動状況であります。

資料は別紙のとおりとなっております。

意見要望と致しまして、地方の自治体病院において、大きな問題ともなっている医師の確保が大変厳しい状況下でありながら、当町においては標準数を上回る医師が在籍しており、その努力を評価するところであります。

施設運営においても、従前より、地元医歯会をはじめ、近隣の中核病院との医療連携

にも積極的に取り組んでおり、道内外から高い評価を受けているところではありますが、今後とも地域住民のニーズに即した広域医療の推進を期待するものであります。

当病院は、医療検査室をもった町内唯一の病院であることから、今後とも町内事業所等の職員健診を積極的に受け入れ、働き盛りの健康支援施設としての役割を更に高めるよう務めていただきたい。

老人保健施設健寿苑における平均在所日数が年々増加している。それは、特別養護老人ホーム等の受け入れ状況や家族等の事情により入所日数の長期化に繋がっているものと考えられる。在宅支援施設の機能を今後とも果たしながら、家族等のニーズにも充分考慮し、高齢者の保健福祉施策の一翼を担っていただきたいというものであります。

続きまして、委員会開催日8月8日、22日、29日の3日間であります。

調査事項と致しましては、調査第3号「奈井江町地域交流センターの指定管理について（現地調査含む）」であります。

まず8日ですが、ふるさと振興課長、同課長補佐、商工係長の出席を求め提出された資料の説明を受け質疑を行った後、現地調査を実施し検討しました。

22日、ふるさと振興課長、同課長補佐、商工係長の出席を求め追加資料の説明を受け質疑を行いました。

29日、町長、副町長、ふるさと振興課長、まちづくり課長、ふるさと振興課長補佐、まちづくり課主幹、商工係長の出席を求め追加資料の説明を受け質疑を行いました。

調査内容と致しましては、1. 利用状況、2. 収支状況、3. 修繕等の状況、4. 「道の駅」の営業状況、5. 地域交流センター維持管理業務実施状況、6. 追加資料関係でございますが、管理業務に関する収支の平成22年度、平成23年度、自主事業に関する収支の平成22年度・平成23年度、地域交流センターの管理・清掃について、また地域交流センターの指定管理業務に関する協定書、自主事業変更届、その他であります。

資料は別紙のとおりであります。

意見要望と致しまして、地域交流センターの利用者は、平成20年度13万5千人に対し、昨年度では、8万8千人と35%の減少となっており、高速道路の無料化の影響を受けているものと思われる。

指定管理者に対しては、道の駅として、清潔で安心して利用できる施設として、管理運営を徹底するとともに、施設運営の評価において大変重要である経理状況等の数値にあっては、統一性をもって積算し報告するよう指導願いたい。

更には、福祉団体のテナント出店や障がい者の雇用など、障がい者の社会参加の場として、道の駅の果たす役割は、大変大きいものがある。

協定書と仕様書を遵守し、指定管理者と連携を図りながら、今後とも町の福祉施策等にも即した運営がなされるよう要望するというものであります。

続きまして、委員会開催日8月22日、調査事項、調査第4号「町税の賦課徴収について」であります。

くらしと財務課長、収納係長、税務係長の出席を求め提出された資料の説明を受け質疑を行いました。

調査内容と致しましては、1. 個人町民税の課税状況、2. 法人町民税の課税状況、3. 平成24年度固定資産税課税状況、4. 平成24年度都市計画税課税状況、5. 平成24年度国民健康保険税賦課状況、6. 平成24年度後期高齢者医療保険料決定状況、7. 平成23年度町税等徴収実績一覧表であります。

資料は別紙のとおりであります。

意見要望と致しまして、窓口業務においては、町民に対し丁寧な説明を心がけており、そのことが徴収率の向上に繋がっているものと評価する。

なお、税は、町政運営の自主財源であり、納税者の公平性が求められていることから、今後とも業務の点検を怠らず、町民との信頼関係の醸成に努め、徴収率の向上に努力願いたいというものであります。

以上で、報告を終了します。

4. 例月出納定例検査報告

(10時12分)

●議長

次の例月出納定例検査報告につきましては、書面報告のとおりですので、ご了承願いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

以上で、議長諸般報告を終わります。

日程第4 行政報告(町長、教育長)

(10時13分)

●議長

日程第4、行政報告を行います。

町長。

(町長 登壇)

●町長

皆さん、おはようございます。

第3回定例会大変ご苦労さまでございます。

平成24年第2回定例会以降の主なる事項について、ご報告を申し上げます。

まずは、まちづくり課関係でございます。

7月4日、交通事故死ゼロ連続日数1,000日達成の町民大会を開催致しました。これは、平成21年9月13日、国道12号線での死亡事故発生以来、本年6月10日に達成した、実に6年ぶりとなる記録でもあります。

日頃から、交通安全活動にご尽力を頂いている関係者始め、住民の皆さん方167名とともにお祝いをするとともに、新たな目標を1,500日に定める決意の大会となりました。

7月18日には、北海道知事及び北海道議会に対しまして、更には7月25、26日の両日に、国の政務三役、道内選出国會議員、各省庁の幹部等に対し、空知地方総合開発期成会と致しまして、要請活動を行って参りました。

主な内容と致しましては、「農業基盤整備事業における予算枠の確保」「地域医療の確保と健康施策の充実」「公共施設の耐震に係る財政措置」など、空知地方の広域的・管内的課題について、強く要請を行ったところであります。

8月17日から、隔年で開催をしております町政懇談会をスタートさせました。

白山連合区を皮切りに致しまして、全11カ所で開催を行って参りましたが、私を始め、町幹部職員が各連合区の会館を訪れながら、参加者一人ひとりと、まさに膝を交えながら、町政全般にわたる、貴重な意見交換を行って参りました。

次に、まちなみ課関係でございますが、8月30日、砂川地区保健衛生組合議会の臨時会におきまして、平成23年度会計決算の中で、「ごみ処理施設使用料を誤って計算したため、23年度市町分担金の精算において、正規の金額よりも多く還付してしまった」との説明がなされました。

組合長であります善岡市長より、「今後、このようなことが無いよう、十分注意をして参りたい」との陳謝がなされました。

このため、不足する分担金につきましては、一般会計予算の補正を行いながら、今議会で提案をさせて頂いているところでございます。

よろしくお願い申し上げます。

最後に、町の所管事項ではありませんけれども、現在、新聞紙上で取り上げられております「町の理事者並びに職員が出張した際の、宿泊費の2重取りの問題」について、申し上げます。

かねてから奈井江町では、“札幌へのお出張については日帰り”、ということでございまして、“宿泊を認めておりません”、ので、公費の2重取りという事例はありません。

また、北海道市町村職員共済組合の内部においても、「何か不公平な制度になっており、改正の必要があるのではないのか」との意見も出されていたと聞いております。

誤解がないよう、議会の皆さん方、町民の皆さん方にこの場をお借り致しまして、ご報告をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

(教育行政報告)

●議長
教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

おはようございます。

第3回定例会、ご苦労さまでございます。

お手元に、教育行政報告をお届けしておりますが、3点につきまして、ご報告をさせていただきます。

第1点目は、6月26日開催の教育推進協議会についてであります。

町内の幼稚園、保育所、小学校2校、中学校、高校の各校における今年度の教育活動の重点的な取り組み事項や、外部による学校評価の結果について、意見交換がなされました。

特に、平成25年度末にみずほ幼稚園の閉園に向けて、町で検討している認定子ども園についての説明と、6月5日に公表された公立高等学校配置計画案について、今後の対策と方向性について、全委員から発言を頂いたところであります。

奈井江商業高等学校の存続に向けては、町で行えることと、高校として取り込まれるもの、広く町民への周知することなど、町と高校が情報を共有する中で、今後も積極的に取り組むべきであると、そのようなことから、本年度、開催する「奈井江町教育の明日を考える集い」については、平成24年10月19日、午後6時から文化ホールにおいて、高校の配置計画や高校の紹介と、HBCラジオで毎週月曜日から金曜日までファミリートークのパーソナリティをされ、子育て、家庭問題など全国で講演活動をされている、金子 耕弉先生をお招きし、講演を頂くことを決定致しました。

第2点目は行政報告には記載されておりませんが、9月4日、北海道教育委員会は、教育委員会会議を開き、平成25年度から平成27年度の公立高校配置計画を決定致しました。

6月に示された計画案のとおり、奈井江商業高校については、平成27年度募集から商業科の募集停止が決定され、報道機関からも報道されたところであります。

町教育委員会としては、このことを重く受けとめまして、平成25年度、平成26年度の入学者を確保することが、商業科の募集停止の決定を阻止する要件であると捉え、今定例会で報告案件でお示ししているように、これまでの高校支援策に、地元中学生の確保に向けた支援策を加え、更に、アンケート調査で明らかになりました、支援策の周知に全力を傾注するとともに、商業高校とも、更なる連携と情報を共有する中で、それぞれの立場で商業高校教育の教育環境の整備をして参りたいと考えております。

第3点目ですけれども、このことも行政報告には記載されておりませんが、4月17日に行われた全国学力・学習状況調査の抽出調査分の調査結果が8月8日文部科学省から公表されたところであります。

平成24年度の全国学力・学習状況調査の結果における本道の状況は、平均正答率が、小・中学校いずれの教科においても、全国平均よりも低く、今年度新たに実施された、理科についても、同様の傾向が見られたところであります。

平成22年度の調査結果と比較において、平均正答率で見ると、中学校国語Aを除く全ての教科で、全国平均との差がこれまでよりも縮まっており、小学校の国語B、中学校国語Bにおいては、2ポイント以上縮まっています。

特に、中学校国語Bでは、全国とわずかマイナス0.2ポイントとなっているところでございます。

しかし全体としては、極めて深刻な状況であると受け止めるものの、改善の兆しが見られるところであり、道教委では、「平成26年度学力調査までに学力を全国平均以上にする」という大きな目標を掲げているところで、今後においても、校長会等とも連携を図りながら、集中的に取り組みを推進して参ります。

希望調査の集計作業においては、道教委で現在進めているところでございまして、年内を目途に公表されることとなっております。

以上、教育行政報告とさせていただきます。

●議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第5 町政一般質問

(10時23分)

●議長

日程第5、町政一般質問を行います。

質問は、通告順とします。

なお、質問は再々質問を入れて30分以内でお願い致します。

(1. 4番大矢議員の質問・答弁)

(10時23分)

●議長

4番大矢議員。

(4番 登壇)

●4番

4番の大矢でございます。

みなさん、第3回定例会のご出席ご苦労さまでございます。

今年は2年に一度の町政懇談会の年で、8月17日から始まり、今日までに8箇所

開催され、多くの町民から、質問があったことと思います。

町政懇談会の中で質問があったかどうか分かりませんが、私がよく聞かれる質問の中から大綱2点、町長に質問させていただきます。

1点目は、節電対策と計画停電の対応について4点伺います。

昨年の福島第1原発の事故以来、原発の安全性が問われており、北海道でも、泊原発が3基とも停止していることから電力不足が心配されています。

夏場で7%以上の節電が必要といわれており、全道で取り組まれています。

更には、発電にも積極的に取り組んでいる自治体もあります。

予想を上回る10%以上の節電がされたことから、夏場はどうか切り抜けることが出来そうですが、当面、泊原発の再稼働は無く、また、北海道は夏場よりも冬場の方が電力需要は多く、更には計画停電等の影響が大きいことから、引き続き、節電対策と計画停電対策が必要です。

そこで質問ですけれども、1点目は、現在、奈井江町で取り組んでいる節電対策と、どの程度、節電効果があったのか、実績を伺います。

2点目は、昨日、冬場の電力需給見通しが北電より発表されました。

電力共有量が増えましたけれども、なお1.4%不足するというのでございます。

節電目標や計画停電の計画は示されていませんけれども、万一に備えて計画停電も計画されるということでございます。

電力不足にならないよう引き続き、節電していかなければなりません。

冬場は日照時間が短く、また奈井江町の施設は古い施設が多いので、暖房温度を下げることは難しいと思いますけれども、冬場に向けての節電対策と計画停電の対応について伺います。

3点目ですけれども、奈井江町は、LED照明等の節電機器導入が遅れています。

LED照明は、街路灯で年20灯程度、施設では、病院が今年と来年で対応するというですけれども、小学校の大規模改修では取り組まれませんでした。

地域活性化ホールでも節電機器導入には、設備投資が大きいことから、消極的なように聞こえます。

節電機器導入に対する奈井江町としての考え方を伺います。

4点目としまして、節電だけでは根本的には解決は出来ません。

危険な原発に依存しないで、また、二酸化炭素削減のためには、自然エネルギーを利用した発電を普及する必要があります。

各地で取り組みを始めています。

奈井江町では、発電施設の導入や、町独自の助成制度の導入を考えているのか伺います。

以上4点についてよろしくお願い致します。

●議長
町長。

(10時26分)

(町長 登壇)

●町長

大矢議員の質問にお答えして参りたいと思います。

まずは4点ということでございますが、今まさに時の問題でございます。

夏場の節電については、ご承知の通り、報道でもご案内の通り、10%以上の節電ということで、どうやらクリアしたということが言えるのではないかと思います。

その中で、当町において、泊原発の停止によりまして、節電呼び掛け以前から、環境への配慮、あるいは、経費削減の観点から、電気を始めとするエネルギーの省力化に努めてきておりました。

また、今年度からは、世界的に問題となっている温室効果ガスの排出による地球温暖化防止のため、奈井江町地球温暖化防止対策実行計画を定めながら、二酸化炭素の排出量削減を目指し、節電を含むエネルギー使用量の削減に取り組んでおります。

今年の夏、北電より7%の節電要請があったことから、7月号の広報誌で町民周知を行ったほか、役場や農協、商工会館に懸垂幕を設置致しまして、「町民皆で、節電等、エコライフに取り組もう」との呼びかけを行ってきました。

役場庁舎を含め、公共施設でも、更なる見直しに取り組むため、昼休みの消灯の徹底だとか蛍光灯の間引きを行ったほか、事務機器やパソコンなどを使用しない時の省電力設定や自動ドアの開放など、細かな節電を積み上げてきた結果、役場庁舎におきましては、前年度と比較致しますと、7月で6%、8月では12%の削減効果をあげました。

今後も職員に対して、定期的に電気使用量を周知するなど、職員一人ひとりの節電意識の高揚に努めて参りたいと思います。

それから2点目でございますが、冬場における節電対策と計画停電の対応についてということでございます。

北電等で発表している1.4%不足するんじゃないかということをおっしゃっております。

議員の指摘するとおり、ストーブやロードヒーティング等を使用する北海道の特殊事情として、夏季よりも、冬季の電力需要が多い状況にありまして、町と致しましては、今後とも町民皆で節電対策を継続して行きたいと考えております。

奈井江町の場合、多くの公共施設で計画停電の対象外となっているが、町内にはグループ20と40が割り当てられ、“計画停電が実施された場合には、信号機が消える”などの懸念があることから、関係機関と連携を行いながら、児童生徒の下校時、夏季登校時につきましては、計画停電の対象時間外で、交通量の多い交差点での街頭指導を行う予定となっております。

3点目のLEDの問題でございますが、節電機器の導入について、各自治体において省エネ型の照明機器の導入につきましては、昨今の電力不足の懸念もございまして、徐々に検討・導入が進められてきております。

当町におきましては、平成22年度より、水銀灯を使用した防犯灯を、LED灯へ取り替える事業を計画的に進めております。

また、町立国保病院におきましては、今年度から3カ年で、院内照明のLED化を行

っているほか、奈井江小学校でも今年、来年と大規模改修に合わせまして、蛍光灯型の高効率照明器具の導入を進めております。

役場庁舎等、他の公共施設についてもですね、今後の耐震化対策工事等の実施を念頭に、LED照明機器の導入を検討して参りたいと思います。

4点目についてでございますが、奈井江町で発電施設や助成制度の導入について、道内においては、「電力需給が大変厳しい」といわれる中、現在まで計画停電が行なわれなかったものの、北海道の特殊事情から、冬こそ節電や再生可能エネルギーへの取り組みが必要な状況にあります。

国では、本年7月より“固定価格買取制度”を施行するなど、再生可能エネルギーの対策の推進が図られてきました。

市町村においても様々な取り組みが行われ始めている状況を受けまして、7月20日、北海道町村会におきまして、「再生可能エネルギーに関する特別委員会」が設置されました。

この委員会では、北海道には広大な土地がありまして、今回の国の方針を最大のチャンスと捉えまして、太陽光や風力、水力、畜産、木質バイオマスや地熱など、道内に豊富に存在する資源を活用致しました、「地域振興に向けた再生可能エネルギー対策の推進」を掲げまして、送電網など系統設備の増強、発電設備へ財政支援、農地や林地、自然公園の活用に向けた規制の緩和、農業用水を活用した通年の水力発電など、単に電力を供給するに留まらず、雇用や産業の創出にまで繋がるよう、全道的な政策として取り組むと共に、道と一体となって、国に対して要請をしていく予定になっております。

この要請は、今月行う予定だったんですけど、実は、政治が空白してしまっていますね、より効果的にやらなければいけない、今、政治主導といっている時でございますから、10月に行おうという申し合わせしているところでございます。出来れば、総理大臣まで、なかなか会えないと思いますが、担当大臣、官房長官等を含めて会って北海道の強力な要請をして参りたいなとこういうふう考えております。

その中で、今後、市町村の取る方向性というのが出てきますから、奈井江町としても、何を取り組まなければいけないかを含めて検討して参りたいと考えているところでございますので、ご理解を頂きたいとお願い申し上げる次第でございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時34分)

大矢議員。

●4番

詳しく説明を頂きました。

一番の実績につきましては8月12%削減されたということで大変努力して頂いたことに感謝を申し上げます。

2点目はですね、若干、冬場のことでございますから、まだちょっとあれなんですけれども、日が短くて大変暗くなりますので、冗談言って怒られますけれども、庁舎内が

暗くなって雰囲気まで暗くならないように努めて頂きたいなと思います。

3点目のLEDの件なんですけれども、今、パソコンの更新を庁舎で進めていますけれども、昨年導入したパソコンはLEDのバックライトの製品でしたけれども、残念ながら今年導入したパソコンについてはLEDの照明による、バックライト照明の機械でなかったと。

省エネ節電を目標に更新しているわけではありませんけれども、導入に配慮がなかったのはちょっと残念だなと思ってございます。

それから小学校統合に向けて今、大規模改修されているところなんですけれども、今、町長から省エネ型の蛍光灯に変えましたということなんですけれども、出来ればLED大変高いので問題なんですけれども、全教室ということでは対応は難しいのかもしれないけれども、生徒に節電や省エネについて考え実行していくためにも、全教室とはいわないで、どこか一部でいいですから、そういうことにも取り組んで頂きたかったというのが、私の思いですので、その辺の町長のお考えを今一度聞きたいというのと、もう一つ、節電と若干、離れるのかと思いますけれども、町有施設内には緊急発電機、発電施設やら発電機ありますけれども、これ防災とも絡むんですけれども、計画停電等にあった時にこれらの発電機等が運用できるのか、またその運用方法、運用手順、それからその発電機的能力等を職員が理解しているのか、これを実際に試験運転したことがあるのかお伺いしたいと思います。

●議長

(10時36分)

町長。

●町長。

まず、役場庁舎ですね、これから、日が暗くなってくるよと早くなるよと、全くその通りでございませぬ。

それと合わせて、省エネは分かるけども、出来るだけ役場の中は明るくして、明るくするという事でございませぬから、全くその通りだと思いますし、職員もその意識を持って前向きに活躍できるように、環境作りに我々も努力して、職員ともども努力して参りたいとこういうふうに考えておりますので、ご理解頂きたいと思ひます。

それから今一つは、小学校のですね、今、改築にあたってLEDをはじめとしてですね、これを使うことが省エネの子供たちの意識を高めることにも相成るんだよと、それはその通りだと思いますが、ただ、今現在ですね、LEDが、大量に使われることによって、どんどんどんどん下がってきて、それを見ているわけではございませぬが、相当、月々下がってきているということも分かります。

そういうことも含めてですね、可能な限り、省エネ等を含めてですね、やらなければいけない、一部でもというお話でございますが、そういうことも一つの検討課題だと、こういうふうに考えておりますので、ご理解頂きたいと思ひます。

それから、最後になりますますが、いわゆる、蓄電機を含めてですね、緊急時の電力をどうするのか、職員の意識もあるのかと、それを繋いでいつもで使えるのか、こういうこ

とでございます。

これは、いずれにせよ、こういう普通の省エネでなく、防災時に緊急的に使えるように、こういう装置になっておりますから、機能になっておりますから、そういう点では防災時においては大丈夫だと、こういうふうに思っております。

ご理解頂きたいと思います。

病院の関係はちゃんと緊急的にやっております、前にも申し上げましたが、そういうことでございます。

ご理解頂きたいと思います。

以上です。

●議長

(10時39分)

発言の折には議長の許可を受けてからお願いを致します。

大矢議員。

●4番

大変失礼致しました。

病院内等、緊急発電機につきましては、防災時に使えるということですが、計画停電は防災とは言えませんけれども、もし、電力不足になった場合、緊急に停電とすることも想定されますから、常にそういう準備は心がけて頂きたいなと思います。

それと4点目について質問し忘れてはいたけれども、10月に国に向けて要請していくということでございます。

北海道として、道東では中心として、太陽光発電パネルの助成等は市町村で助成しているところもありますし、どんどん自然エネルギー利用したということで、北海道名乗りあげてますので、出来るだけ、継続的にやれるように国に対して要請を続けて頂きたいと思います。

これは、要請、お願いということで、1点目の質問については終わらせて頂きたいと思います。

引き続き2点目の空き家等の管理について、4点町長に質問させていただきます。

近年、人口減少、少子高齢化や核家族化の進行により、空き家等が増加しています。

総務省の2008年の調査によりますと、全国の空き家は757万戸あり、このうち、迷惑空き家になる可能性が高い戸建ての空き家は181万戸あるということでございます。

昨年の冬は低温と大雪により、岩見沢を中心として記録的な積雪となり、雪による被害が多くあり、特に積雪による空き家等の倒壊や落雪被害が多く発生し、問題となりました。

全国的に危険な迷惑空き家を無くすため、空き家等の適正管理条例を制定して対応の強化を図る自治体が増えています。

そこで質問ですが、1点目、奈井江町にある空き家等の件数は何件なのか、また、管理者の所在が不明な空き家はあるのか伺います。

2点目は、空き家等は雪害だけでなく、火災や不審者等の侵入など地域住民の不安の元になります。

管理の指導はどのように行われているのか伺います。

3点目は、一般的な住宅の解体には100万円程度かかるため、なかなか解体出来ないのが実態で、危険性のある建物については、滝川市が取り組んでいるかと思えますけれども、代執行、それから東京都で取り組んでいる助成制度、他に土地の寄付を条件に行政が解体している自治体もあると聞いています。

今日の新聞にですね、夕張市が今年の大雪に備えて、こういうふうに関付を受け解体する事業や、それから解体費の助成をする事業を今年から、今年単独1年限りということですがけれども、始めるといふふうに関付されていました。

奈井江町でもそのような取り組みを考えているのか伺います。

4点目は、人口減少や高齢化が急速に進行していることから、今後、空き家等の増加が考えられます。

危険な迷惑空き家とならないよう管理を適正にして頂くため、空き家等の管理条例を制定するなど、法的手段が必要だと思えますけれども、奈井江町としての考え方を伺います。

以上4点よろしくお願ひ致します。

●議長

(10時42分)

町長。

●町長

大矢議員の2点目についてお答へして参りたいと思ひますが、1点目の奈井江町の空き家の件数でございますが、平成24年2月末の調査をしたところ、農村地区を除きまして、70件の空き家と事業所用の建物を確認しております。

この内、所有者、管理者が不明な物件につきましては10件、相続など、所有者の把握に難しい面もありますが、今後とも調査を進めながら、適正な管理を求めて行く考えであります。

2点目でございますが、管理がなされている物件を除く37件に対し、落雪による事故が起きないように、雪下ろし等の対策を行って頂きたい旨の文書を送付しております。

また、近所の方から苦情が出されていた4件に対しまして、電話や口頭で直接、適切な管理を依頼致しまして、除雪の対応や建物の改修を行って頂いていたほか、防犯に関しては、奈井江交番や防犯協会が適宜、状況確認を行っているところでございます。

今後も適切な指導を行いながら、雪害や火災、不審者の侵入などが起こらないよう、町民の安全、安心の確保に努めて参りたいと考えております。

3点目でございますが、「町が、危険な空き家を解体しては」とのことでございますが、空き家ではあっても、所有権等の権利関係の処理が必要であること、建物の処理費が高額であること、公費を個人の所有物の処理に投入することの是非等、難しい課題が多いため、町と致しましては引き続き、所有者に連絡を取りながら、適切な維持管理を

お願いして参りたいと思います。

4点目の条例の制定については、以前より空知町村会でも話題になりまして、1町だけに留まらず、大変難しい全国的な問題だと認識しているところでございまして、特に雪が降る北海道におきましては、空屋対策は災害対策に準じると位置づけ、全道的な取り組みが必要だと考えておりまして、今後、北海道町村会の政策懇談会において、この件を課題として、道にも提言をして参りたいとこういうふうに考えております。

10月だと思いますが、政策研究会ございまして、この時のテーマになっておりますから、これです、十分論議しながら、やはり、国、道がこれらをしっかりとですね、対応してもらわないといけないと、市町村だけで処理するということは非常に難しいと、こういうふうに考えておりますので、そういった対応をにらみながら、今後検討して参りたいと考えております。

ご理解頂きたいと思っております。

以上でございます。

●議長

(10時46分)

大矢議員。

●4番

今ほど、奈井江で2月の段階ですか、70件で不明なところが10件あるということですが、10件については、不明だということは管理が十分されていないのかなというふうな懸念をする所でございますけれども、見て歩いたところ、今年、冬雪害でかなり潰れかかった住宅、空き家とか、それから壊れた所もありましたけれども、かなり壊されたり修繕されたように見受けています。

ですから、ある程度は改善されているのかなというふうに思いますけれども、数年前ですか、火災にあった住宅が奈井江川沿いありますよね。あれはもうそのままずっと何年も放置されています。

持ち主が解体されるとは私は思えないんですけれども、ああいう、ちょっと危険な状態にあるものを町としてどのように考えているのか。

それから、今のうちはそんなに危険な状態にある建物は見受けられませんけれども、今後どんどん空き家が増えていけば、そういう危険空き家になる可能性がありますので、今のうちから、少ないちから何らかの手当てをしていかなかったら、大きな予算が必要になると思いますので、道、国にお願いするのも当然していかねばならないんですけれども、去年の砂川、美唄のように、もう壊れてしまったら誰のせいだとか、どうのこうのと言ってる状態ではなくなりますので、そのへん、町としてどうお考えか、もう一度お願いします。

●議長

(10時48分)

町長。

●町長

今、お話しありましたように、町内でも今年の冬は大雪でございましたので、雪の雪害で近所隣りに迷惑かけたり、危険度が高まったわけでございます。

そういったことで、町としては空き家ではありましたが、連絡できるところは連絡しながら、協力して頂くということで、何件か取り壊しといたしますか、作業を進めようとして、進めているようでございまして、いずれに致しまし、そういう指導をより徹底していかなければいけないと思います。

それから今一つは、先ほど、誰が所有者かということを確認しながら、今、やってはいるんですが、より確かめながら、これらの撤去について、出来るだけ早くしていかなければならないだろうとこういうふうに思います。

それから今一つはですね、先ほど言いました、国、道でなく、町村、確かにその通りで、主体的に身近なところがあります。

しかし、やはり国、道は、災害等も含めて、緊急にこれを対応、措置をとっていかなければいけない。そういう要請を今、重ねているところでして、道の責任ある幹部が出てきてくれと、10月に、いわゆる町村会の研究会でですね、そういう要請も重ねているところで、出来るだけ早くこれをやりながら方向性を見出していかなければいけないとこういうふうに考えおります。

我々もそういう努力をしながらいきたいと思います。

ご理解を頂きたいと思います。

以上です。

●議長

(10時50分)

大矢議員。

●4番

今の火災の件ですけれども、火災で潰れてますから、落雪の心配はないんですけれども、そして、あそこはちょっとね、一番どん詰りで、一般の方があんまり出入りする場所ではありませんから、そういう面では危険度が低いのかなとは思いますがけれども、実際には、倒壊する可能性もありますし、異臭等々の問題もあり、隣近所からやっぱり結構文句を言われるですね。

出来るだけ早い解決策をよろしくお願いをしたいと思います。

それから、去年は大雪で今年はどうなるか分かりませんが、十分、国に要請するとともに、そういう適正指導に向けて、やはり十分に指導等の強化を図って頂きたいと思います。

以上、私の方からの質問を終わらせて頂きたいと思います。

●議長

以上で、大矢議員の一般質問を終わります。

11時05分まで休憩したいと思います。

(休憩)

(10時51分)

(2. 7番笹木議員の質問・答弁)

(11時03分)

●議長

一般質問を行います。

7番笹木議員。

(7番 登壇)

●7番

7番笹木利津子です。

先の通告に従い、大綱2点、町長・教育長にお伺い致します。

はじめに、食料品アクセス問題への取り組みについて、町長にお伺い致します。

今、国内で著しく進行する少子高齢化や飲食料品店の減少など、生活のための基本的な買い物にも困るという買い物弱者問題が顕在化しております。

農水省では高齢者などの消費者が、これら食料品の購入や飲食に不便を感じる状況を食料品アクセス問題として、この問題への対応を図るために必要な取り組みを推進しております。

例えば、今後の施策の参考とするため、昨年末、各自治体を実施している対策の状況について、アンケート調査を実施しました。

全国1,742市町村に実施し、回収率は62%ですが、奈井江町は実施対象であったのかどうか。

また、今回、回答された場合、その対策状況についてお伺い致します。

この調査結果では、市町村の75%が、何らかの対策が必要だとしながらも、そのうちの4分の1が対策の検討をしていないという状況であります。

対策が必要な背景としては、住民の高齢化97%、地元小売業の廃業73%、商店街の衰退50%などが多くなっております。

一方、何らかの対策を実施している460市町村では、コミュニティーバスや乗り合いタクシーの運行支援が圧倒的に多く73%、空き店舗への運営支援が27%、宅配や買い物代行27%という結果です。

また、今後の対策の検討内容では、宅配・御用聞き・買い物代行サービスに対する支援が最も多く62%になっております。

今、奈井江町においても、(仮称)地域活性化ホールの建設が進められております。

その中で、交流サロンが予定されており、あわせて町民の、特に高齢者の方の足となるコミュニティーバス運行に対してのアンケート調査も実施されているところでありますが、農協店舗、また今月開店が予定されている「ふじスーパー」との連携で、多くの皆さんに利用して頂き、買い物弱者の方達が有効利用される事が望まれる所であります。

今後、本格的な高齢社会を迎えるに当たって、食料の安定的な供給、高齢者の健康と栄養問題に大きく関わる食料品アクセス問題について、町長にお伺い致します。

●議長
町長。

(11時07分)

(町長 登壇)

●町長

笹木議員の質問にお答え致したいと思いますが、まず、食料品アクセス問題への取り組みということですね、アンケート調査で奈井江町として回答した対策状況は、そして、今後の解決策として民間業者や地域ネットワーク等による食料品の安定的な供給を確保し、高齢者の健康と栄養の問題の取り組みが課題となっているという観点から、ご質問頂きました。

まさにこのタイムリーな質問かというふうに、敬意を表するところでございます。

少子高齢化がこれだけ進行してきてですね、現実問題として私ども行政として、課題が迫られている時でございますから、そういう意味では非常にこの視点をきちっともったですね、ご質問かということで、敬意を表するところでございます。

食料品アクセス問題に関するアンケート調査につきましては、高齢化の進展や食料品店の減少などの社会・経済情勢の変化によって、生活弱者が、食料品の購入や飲食に困難をもたらす現状を踏まえながら、その対策を講じるため、昨年11月に農林水産省によって、全国の市町村を対象として実施されたものであります。

調査項目と致しましては、大きく区分して2項目の調査でありました。

1つ目は、対策の必要性について、どのように考えるか。

2つ目としては、行政及び民間業者による現状取り組みについて、でございました。

この回答と致しまして、対策の必要性については、住民の高齢化や、しかも、中心市街地の衰退など当町の実態からみまして、これは必要であると回答致しているところでございます。

行政、民間の取り組みについては、まず行政の対応と致しまして、高齢者支援ネットワーク懇話会など、住民参加による議論を始めていることから、「検討中」と回答した上で、(仮称)地域活性化ホールの整備などがございますが、具体例として挙げております。

また、民間業者の取組につきましては、JA・商工会等が、宅配、買い物代行サービス等を行っている現状を回答しております。

以上がアンケート調査の概要であります。

ご質問の2点目でございますが、今後の奈井江町としてのこの課題に対する観点であります。今回の国の調査におきましては、地域の高齢化、中心市街地の衰退が、高齢者等、生活弱者の生活に直接的に結びつく課題でございます。更に、これが政治的な喫緊の課題となっていることを表していると考えております。

ただ奈井江町では、この問題を既にまちづくりの重要な課題として捉えながら、昨年6月には、高齢者支援ネットワーク懇話会を立ち上げ検討を始めているところでございます。

また、(仮称)地域活性化ホールの整備や地域公共交通の検討、いわゆる足の確保でございまして、更には各種健康づくり事業も有効に結びつく施策でございまして、引き続き、この議論・対策を進めて参りたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいとお願いを申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時11分)

笹木議員。

●7番

只今、町長からご答弁を頂きました。

本当に、大変重要な課題だと思って今回、質問させて頂いているんですけども、奈井江町もアンケート調査が、只今のご報告ありましたとおり、調査があって、重要な課題として今後検討していくというご答弁を頂いて本当にありがたいなと思っております。

町長は以前から買い物弱者に対する支援について、前向きな考えを述べられてきました。

今検討されている町内巡回のコミュニティバス、これについてもその一環だと私も捉えています。

私は10年以上前から社協の給食サービスの手伝いをさせて頂いておりますけれども、この給食サービスも始めた頃に比べましたら、今は、半数以下になっているんですね。

それで、これは希望する方が少なくなっているということではなくて、週に2回、昼食だけの配食ですから、希望にそっているのかという点で、大変疑問に感じているところです。

今、砂川から配食サービスが入っておりますけれども、昼夜の2食で、日曜祭日土日なしで、毎日配食がされていて、これらの配食はこれから希望される方が増えていくのかな、という思いで、社協の配食も私もしているところです。

北海道でも25市町村で、様々な施策が、今、実施をされております。

この25市町村の施策を大きく3つにまとめてみると、まず1つ目として、身近な所に店を作る。

これは新装開店ということではなくて、地域公共施設の仮店舗とか地元業者のミニスーパーであったり、また移動販売者であったり。

2つ目には家まで商品を届ける。というのは、これは宅配サービスであったり、また給食サービスであったり。

3つ目には家から出やすくする。

これは、コミュニティバスの運行、またタクシー料金の補助、これらが大きな3点の

取り組みなのかなというふうに私は捉えました。

間もなくコミュニティバスのアンケート結果が出ますが、今、バスが必要だと考えていない方も5年後には、きっとバスが必要になるだろう。

更に5年後には、バスで買い物するのが大変って、こういう状況に、きっとその時期が近い将来、訪れるんだらうなって、そんな思いをしております。

で、今回の食料品のアクセス、これは生きていくために人間一番重要なことだと思っていますし、なるべく早期に手を打つことが必要だと感じております。

買い物弱者対策について、町長、今後どのようなお考えがあるのか、再度、ご答弁をお願い致します。

●議長

(11時14分)

町長。

●町長

今、取り上げて頂いた問題、大変、重要な今後のですね、奈井江町民生活に最も深い関係があり、将来展望をきちっと作らなければいけない課題でございます。

従いまして、今、色々な意見があることは事実でございます。

それはそれとして大切にしながら将来展望をきちっともっていかないと、お年寄りですら、逆にですね、地方で住めないということがないように、していかなければいけない。

今、コミュニティバスをはじめと致しまして、様々な展開していかなければいけない。

商工農が一つの活性化ホールを基軸として、やはり町民生活にどういうふうに貢献していくかという中で、様々な今生活の視点でお話がありましたけれども、これらの対策について、十分その中で協議をしながら、住民生活に直接関係ありますから、アンケートの結果を尊重しながらやっていきたいとこういうふうに考えておりますので、ご理解頂きたいと思えます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時15分)

笹木議員。

●7番

どうかですね、少しでも早い時期に検討を進めていって頂ければありがたいなと思えますので、よろしくお願い致します。

次に、通学路の安全対策3点について、町長、そして教育長にお伺い致します。

今年4月、京都府亀岡市で、軽自動車が集団登校中の児童と保護者の列に突っ込み、3人が死亡、7人が重軽傷という痛ましい事故が発生し、その後も各地で登・下校時の児童が死傷する事故が立て続けに発生しました。

平成24年度版「交通安全白書」によると、昨年1年間の交通事故死者数は、4、6

12人で、この11年減少傾向にあります。2008年から自動車乗車中から、歩行中が上回り、最多となっております。

このような状況の中で、今日求められている対応は、総合的通学路の安全対策です。

そこで3点についてお伺いを致します。

1点目として、子どもの命を守るための、道路交通環境の整備についてであります。

歩行者の安全を第一に考えた時の方策として考えられる点はいくつもありますが、道路整備に関しても通学路の歩道が全面整備されているのか。

特に、今年のような豪雪の場合、歩道の除雪が大変な状況になろうかと思いますが、再点検の上、歩道確保が最重要の課題になろうかと思えます。

また、自動車の速度低減が促されているのか。

この速度については30キロを超えると死亡や重症になる割合が高まるというデータがあります。

規制速度30キロが大変有効であると実証されておりますので、対策の一環として実施して頂ければと思えます。

また、学校周辺のカラー舗装などは、エリア全体でコストをかけずに、速度の抑制を図るのに有効ではないでしょうか。

そして、日没も少しずつ早くなる季節になりました。

子供達の下校時にドライバーから確認が出来るよう、通学路の外灯の整備ですが、これは防犯にも効果がありますので、順次ではなく、点検後、早急に対応して頂きたいと思えます。

また、通学路を含む学校周辺を安全にするという施策が、地域住民に明快に分かるように、メッセージ性を持ったものを打ち出す事が重要かと思えます。

そして、ドライバーには、学校の周辺である、子どもが多いということの注意喚起が必要です。

いずれにしましても、子供達にとって安全な道路環境は、高齢者や他の歩行者、障がい者の方達にとっても安全な道路環境でありますので、これらの点についてお伺い致します。

2点目に、関係機関の連携・協力による、地域全体の安全確保についてお伺い致します。

通学路の点検や学校の交通安全教育を推進していくためには、学校側と関係機関との調整が必要であると考えます。

行政においても道路環境はまちなみ課、交通安全教育は教育委員会となっておりますし、学校としてもPTAとの連携が必要です。

何より、通学時の安全確保のための取り組みを進める上では、地域の方や保護者の協力が不可欠になります。

関係機関が連携協力して安全対策を進める上で、現状、これらの連携がどの様になっているのかという点です。

それぞれの組織が一同になり、子供達の安全対策について考える必要があると思えます。

例えば、奈井江町ではまちづくり協議会があります。

その中で、この通学路の安全対策が協議され、多くの意見を頂く中で、地域全体の活動を整理、方向付けされることを希望します。

また、実際に通学している子供達の意見を聞く中で、私達大人の想像外の危険予知や、要望などがあるのではないのでしょうか。

大事故や強い住民要望があった場合に、整備の予算化を行なうのではなく、時限的でも通学路・生活道路対策費を一定額予算化し、重点的に整備して頂きたいと思いますが、この点についてお伺い致します。

3点目に、危険性を予測し、自らの命を守るための交通安全教育の効果的な推進についてお伺い致します。

子供たちに交通ルールを守ることを教育することは大前提であるものの、自分がルールを守っていても、守らない人によって事故に遭うことがあるという事を、認識させることが重要かと思えます。

子どもが危険性を認識することが出来るようになる交通安全教育カリキュラムの訓練など実施されているのか。

単に、交通ルールを守るということだけではなく、エンジンがかかっている車はいつ、どういう動きをするか分からない事など、危険性をきちんと教育する必要があります。

残念なことです。形どおりの交通ルールでは、今般のような事故は防げないという状況にも、対処していく必要があります。

また、マナーを守らないことは、恥ずかしいことであるという教育を、子どもの頃から行なう必要があると思えます。

これは、私も運転する立場で、マナーなどお構い無しの大人の方が多いう思いかからです。

この様に児童生徒の発達の段階に応じた安全指導・安全学習が重要になりますが、その際、主体的に行動する力を身につけ、危険を予測して、回避する力に繋がればと思えます。

しかし、学校における安全教育に関する指導時間が少ないという声もありますので、時間の確保についても検討して頂きたいと思えます。

以上、通学路の安全対策について、町長・教育長にお伺い致します。

●議長

(11時22分)

答弁を求めます。

町長。

●町長

笹木議員の質問に順次お答えして参りたいと思えますが、私と教育長に兼ねてということですが、私の分野といたらちょっと連携がなんだと言われるかもしれませんが、連携しながらやっております。それを前提とてお話し申し上げていきたいと思えます。

まず1点目の、子どもの命を守るための道路交通環境の整備についてということでございますが、国では、ここ最近、相次いで児童等が巻き込まれる事故を受けて、3つの省庁、文部科学省、国土交通省、警察庁で連携を行いながら、通学路の安全確保に関する取組みを行っているところであります。

子どもの命を守るための道路交通環境の整備には、歩行者と車両の分離、冬場の除排雪等、色々なことが考えられますが、町内の幹線道路及び住宅街の道路の舗装につきましては、早期に実施がなされ、また幹線道路における通学路の歩行者と車両を分離する歩道の整備も、早くより着手致しまして、計画的に改修を行っております。

市街地の主要な歩道につきましては、概ね自転車と歩行者とが、安全に通行できる幅員が確保されて、主要道路の車道につきましては、自転車の走行にも支障がない路側帯の幅員が確保されております。

また、今年のように雪が多い年につきましては、車道と歩道間の雪が、壁のようになりまして、児童の背丈以上の場所や交通量の多い交差点などについて、それぞれきめ細かな対応もしてきました。

しかしながら残念なことに、町で排雪作業を行っても、地域によっては、雪の仮置場が確保できない状況もありまして、道路に出さざるを得ない地区もあることから、道路幅員や歩道の確保ができないといった、大きな行政課題を抱えていることも事実でございます。

今後、これらの点について、町民の皆さんと共に協議していかなければならないとも考えております。

いずれに致しましても、このことについては、やはり、通学路でも相成りますし、重要課題として、地域住民と共々、また協力して頂ける土地を持っている方々とも十分相談をしながら、解決の方向に向かっていきたいと、こういうふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから自動車の速度規制に関しましては、警察署において、あまり低速の規制をかけるのも、果たして実効性が伴うのかとの懸念がある一方で、安全と円滑な運行という2つの観点から、今後も時速40kmで規制していく考えであるとも伺っており、このことについては、警察署と担当課長が電話連絡しまして、こういう立場から、意見を述べるとしてはありますが、どうですかということをお伺いしております。

いずれに致しましても、何より大事なことは、ドライバーのモラルであると考えているところでございまして、そういったことから公安委員会がこれ決めることとさせていただきますから、そういったことも一つ基本として、心得て頂きたいとお願ひ申し上げるところでございます。

通学路のカラー舗装については、現在、町内17カ所で実施をしております、通過するドライバーに、ここが、通学路であるとの啓発を行っております。

今後も、児童生徒の交通安全確保の観点から、単に定期的に行うのではなく、傷んだ箇所随時、更新を行っております、昨年も町道15号線上の2カ所で実施をしております。

通学路の外灯については、地域からの要望をお聞きしながら整備をしてきましたが、

今年度からは、通学路を含めた外灯をLEDに取替えて行く予定でございますのでご理解頂きたいと思っております。

2点目の、通学路の交通安全対策として、町はもちろん、奈井江交番や交通安全協会、そして、多くの町民にご参加頂きながら、各地域における、交通安全街頭啓発に取り組み、奈井江町においては6月、交通事故死連続ゼロ1000日を達成しております。

これらの取り組みのほか、通学路に関しましては、町と教育委員会、奈井江交番のほか、町内4校の代表者やPTA、子ども会育成連絡協議会等が参加する、危険箇所の巡視について、通学路の調査等を実施しているところでございます。

また、町長と語る会において、私が子どもたちから直接、聞き取りを行ったのち、担当課で対応しております。

今後もこのような活動を継続して参りたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解を頂きたいとお願い申し上げます。

私からの答弁は以上です。

●議長

(11時28分)

教育長。

●教育長

笹木議員から私に対しての質問でございますけれども、3点目になろうかと思っておりますけれども、危険性を予測し、自ら身を守るための交通安全教育の効果的な促進についてというようなことでございます。

前段、今年の4月以降にですね、議員がおっしゃるとおり、登下校中に、子供の列に車が突っ込むという、事故が相次ぎました。

これらの事故こそ、議員がおっしゃるとおりですね、自分がルールを守っていても、守らない人によってですね、起こった交通事故だというふうに思っていて、これまで、私どもとしても交通ルールを遵守することをですね、重きを置いた教育をしておりますけれども、この教育では防ぎきれないケースでないかと、増えている状況にあると私も認識をしているところであります。

このような想定外の痛ましい事故や危険性を予測することができるようになる交通安全教育カリキュラムにつきましては、現在、当町では、策定されておられません。

それに基づいた訓練ということも実施していない状況にあります。

しかし、当町の幼稚園、それから保育所では、警察や交通安全協会などと連携して、交通安全教材を利用した信号機の見方や、路上訓練を実際に体験して、子どもたちが交通ルールを学んだり、学校では、防犯指導に加えて、運送業者のドライバーや警察署の方を講師に招き、ドライバーの目には見えない、というような死角の観点から危険性などについて、交通安全教室を開催するなど、常に危険を予測し、交通安全に向けた安全意識を高める授業を行っております。

そして、教職員やPTAなどの安全指導に当たる方たちを対象にした、空知管内全体で学校安全推進会議を開催し、近隣市町における、交通事故から子どもを守る地域ぐる

みの取組みを紹介し、地域で子どもを守る体制づくりの強化に努めているところであります。

また、議員の「マナーを守らないことは、恥ずかしいことである」という教育を、子供の頃から行う必要がある、とのご指摘については、私も同じ考えであります。

児童生徒の心身発達の段階に応じて、子どもに道路には様々な危険があることを理解させ、交通ルールとマナーをきちんと身につけさせることが重要であると考えています。

そのため、子どもと一緒に、自宅周辺の道路を歩き、どのような所が危ないか、なぜ危ないかを確認し、そのような場所ではどのようなことに注意したらよいかを、話し合うことも必要であるというふうに考えております。

そして、まずは、大人が交通ルール・マナーを守る姿勢を見せ、子どものお手本になることが、一番大切であると考えているところでございます。

また、交通安全教育に関する指導時間が、少ないというお話でございますけれども、学校の年間授業時数というものにつきましては、決まっているところでございます。

全体の中で工夫をして頂いてですね、危険性を予測することができる交通安全教育の充実と推進に、より一層努めて頂くよう学校長にも伝えていきたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

●議長

(11時32分)

笹木議員。

●7番

只今、町長、また教育長からご答弁を頂きました。

行政からも案内もありましたけれども、間もなく交通安全週間が始まります。

私もこの間、小学校中学校の前であいさつ運動をかねて、街頭啓発に毎年参加をさせて頂いているんですけども、西1線道路を見ましても左右、あれだけの人たちが協力して街頭に立って下さってます。

にも関わらずですね、ちょうど出勤時間と重なるんだと思うんですが、やっぱり中にはかなりのスピードで目の前を通り抜けていく。

あれだけ人が立っていてもと、ちょっと驚きなんですけど、そういう車を見かけておりました、先ほど町長からのご答弁にもありましたけれども、規定速度は40キロ、私は、その特定時間帯でも30キロの時速制限がならないものかと思ったんですけど、なかなか難しいということでもあります。

あくまでも運転する側のモラルの問題なんですけど、もうちょっと30キロになくなるのは難しいよということで、少しがっかりした状況です。

本当にかかなりのスピードで走るんですよ、あの道路ね。

また数年前に西1線道路で、死亡事故がありました。

これは高齢者の方でしたけれども、この西1線道路の安全性についてはですね、来年の春から小学校の統合もあり、今行われている地域懇談会の中でも心配する声も頂いております。

奈井江町としてなんとしても子供たちを交通事故から守らなくてはならないということで今回様々な質問をさせて頂いたんですけれども、その中で、特に町長が積極的に子供たちとの対話の時間を取られています。

その中で、子供たちからの通学路に対しての目線、これは大人とずいぶん違うかなと思うんです。

そこら辺をしっかりとその子供たちとの語る会でキャッチをして頂いて、これからの通学路の安全対策にもですね、それをまた生かして頂いて良い方向に向けて頂ければなと、そんな思いでおります。

私どもを含めて奈井江町の子供を、本当に交通事故から守る、そういう思いで進めて参りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、質問を終わらせて頂きます。

●議長

以上で、笹木議員の一般質問を終わります。

(1 1 時 3 5 分)

(3 . 1 番 遠藤議員の質問・答弁)

(1 1 時 3 6 分)

●議長

引き続き、1番遠藤議員。

(1 番 登壇)

●1番

第3回の定例会大変ご苦労様です。

本日は、奈井江町の観光名所の整備についてということで、町長に質問をさせていただきます。

奈井江町の観光名所として、にわ山森林自然公園、不老の滝、里山ふれあいの森、桜の名所などがネットや、観光協会で作成しているパンフレットにも紹介をされております。

不老の滝については、この名前にちなんだ日本酒も販売をされております。

滝にたどり着くまでに、市街地から18キロの道のりを、走らなければなりません。

また、看板が少ないせいか、何かしら不安になる様な気持ちと、林道に少々手を加えなければ乗用車では、ちょっと行きづらいように思います。

また、にわ山森林自然公園においては、奈井江の町が一望出来、四季折々と変わって行く田園の姿が見渡せる、とても美しい場所でもあります。

学校教育の面から見ると、自然とふれあう体験の場にもなるのではないかと思います。

園内には、ログハウスもあり、中の様子もきちんと清潔に保たれ、キャンプをするには設備も整い、とっておきの場所でもあります。

熊が出没するとの事で、多くの人達が利用しづらく、何か対策があればと思います。
道の駅に携わる人達は、年間を通して、観光に関わる問い合わせが何件もあるようです。

そのために、道が悪いだとか、熊が出るなどの声を聞くと、とても案内がしづらいという声もあります。

そのうち行かない方がいいですよというふうになってしまうということもあり、奈井江町にも素晴らしい観光の名所があるのですから、PRと情報の発信も必要ではないかと思いました。

そこで、熊対策といっても自然が相手ですから、やむを得ないところもありますが、不老の滝に行くまでの林道に少しばかり整地が必要ではないかと考えました。

その辺を町長に伺いたいと思います。

また、今後に向けて観光の部分での位置付けをどう考えていかれるのか伺いたいと思います。

●議長

(11時38分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

遠藤議員の質問にお答えして参りたいと思いますが、奈井江の観光名所として不老の滝やにわ山森林自然公園があり、PRが少しく不足でないか。多くの人に足を運んでもらえないのが現状ではないか。不老の滝に行く林道は路盤が悪く、にわ山にある里山キャンプ場では、熊が出没するとの事、桜が咲くと言ってもその時期に合わせたイベントの企画も、非常に困難だと、もう少し手を加え観光地として整備が必要ではないか。

考え方としては本当にその通りだと思います。

ただ、町の観光事業については、町民が一体となる産業まつりの実施、あるいは、ないえ温泉・道の駅など、にわ山など、自然資源を活用して、事業を進めて参りました。

近年、特に、桜の開花時期には、町観光協会主催によります、ふれあいの森・山開きなど、関係者にもご協力を頂いておりました、町と致しましては、この時期、桜の開花情報について、JRネット・季節情報センターを通じながら、毎日、インターネットで配信しております。

また、インターネット「ヤフー」の桜のPRサイトにもですね、奈井江町が紹介されて、この情報を基に町外からも、お問い合わせを頂いております。

不老の滝については、残念ながら、この5月から、道々東奈井江奈井江停車場線における山肌の法面工事が実施されて、今年は通行できない状況にあります、不老の滝などは、自然に包まれた空間として長く親しまれておりました、また最近では、同じ道々を利用して、美唄山に向かう登山客も増えております。

そこで、ご質問の前段にあります、観光地として、ハード的に手を加えるという点に

ついてであります。にわ山森林自然公園については、ハード事業としては、一定の整備を終えたと考えております。

また、不老の滝に関する道々の改良などは、北海道の事業になりますが、今直ちにとするのは、現実的に非常に難しい課題と捉えておりました。仮に道路の維持管理を行なう立場から、町として一定の整備を加えるにしても、莫大な経費が継続的に必要となることが予想されており、これがかねてからの課題であったことは事実でございます。

ただ、実際問題、非常に難しいということを考えておりました。ただしかし、不老の滝については観光資源として、その位置づけをどう高めていくか、これは過去からの長年の、今申し上げましたように、課題と認識しておりました。自然の形を生かした中で観光資源としてどのように活用していくか、そして今提案がありました林道だけでもですね、入れるようにしたらどうかということもですね、そういった点も整備されていないが、こういったことも十分ですね、検討しながら、どういうふうに生かしていくかということも含めてですね、考えていきたいと、若干時間を頂きながらですね、課題として、考えていく。

今直ちにやるとかどうとかいうことはなかなか申せない、これははっきり申しておかなければいけないだろうと。

課題として、懸案の問題が何があるか、そして手短に何ができるか、町として、そういうことも含めてですね、十分、方法について、担当と協議して参りたいとこういうふうを考えておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

観光振興を別の視点から考えた時、今、奈井江町のお米など、農産物が非常に高い評価を受けておりました。JAにおいても、メロンや「ゆめぴりか」をそれぞれ贈答品として、積極的に販売を行なっているとお聞きしております。

この背景には、高品質米の生産に向けた、町の支援政策も直接的に繋がっております。観光事業にも寄与しているということをご理解頂きたい存じます。

具体的な質問については、1点目、観光に新たな方向性について、2点目には、観光の位置づけは、というご質問でございますが、基本的には、奈井江町が持つ観光資源を活用して、民間の情報媒体も活用しながら、そのPR活動に努めるほか、中空知広域市町村圏組合など広域的な連携も必要と考えております。

また、遠藤議員にもご参加を頂いておりますが、町内で特産品開発・販売に頑張っております各団体の皆様への支援など、ソフト面の取り組みも、重要と考えているところでございまして、更には、来年度完成予定の（仮称）地域活性化ホールのひとつの理念として、農業・商業・工業の連携があります。

時代が変化し、観光ニーズも日々変化する中において、この農商工をどう地域づくり・活性化に繋げてゆくか。

その関わりの中に、観光も位置づけながら、町民の皆さんと共に検討をして参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

素晴らしいご提言ありがとうございました。

●議長

(11時45分)

遠藤議員。

● 1 番

先ほどの町長のご答弁でよく理解を致しました。

私も今仮称ではありますけれども、活性化ホールについて、農商工連携で奈井江町の町を盛り上げて、情報の発信の基地になればという思いでの町長の意図するところもよく理解しております。

改めて、この観光という部分で、考えていますと、食を関連づけてみるともっともつと幅が広がるんでないかと。

また、奈井江町の花はヘメロカリスとななかまどということで、ネットだとか色々な資料に載っております。

このヘメロカリスにおいても、一時はですね、12号線沿いにとても綺麗に花を咲かせて、手入れもされていたのですが、高齢化も進んでなかなか手入れができない、12号線沿いに住まれる方も、そういった方もおまして、ちょっと所々、抜けていたり雑草が生えていたりということで、ちょっと街並みが見苦しいなという所もあるんですけれども、その抜けた所にもう一度ヘメロカリスを植えなおすだとか、補植をするだということが、出来ないのかなというふうに思いますし、またその花も、またにわ山の園内の中にちょっと植えて、年中通して見られる花にするだとかという方法はどうかかなというふうなことも考えていますけれども、町長のその辺のご意見伺いたいと思います。

● 議長

(11時47分)

町長。

● 町長

今、町花についてご提言ございました。

抜けていますよということでございますが、これは点検しながらですね、花のもたらす一つの気持ちの、町民のやすらぎといいますか、潤いといいますか、それを大切にしながらいきたいと、こういうふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げる次第でございます。

以上、答弁と致します。

● 議長

(11時48分)

遠藤議員。

● 1 番

私の思いとしまして、今後に向けて、今ある観光の部分をごんごんふうにして膨らませていくのか、奈井江町の良さをPRしつつ、道内外から観光に来て下さる方を期待して、食べて楽しむ、そして、見て楽しむ、そして心を癒せる、そんな街づくりができればありがたいなというふうに思っております。

どうぞ、これから今後とも期待していきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。
質問を終わります。

●議長

以上で、遠藤議員の一般質問を終わります。
昼食のため1時00分まで休憩と致します。

(昼休憩)

(11時48分)

(4. 3番三浦議員の質問・答弁)

(12時59分)

●議長

会議を再開します。
休憩前に引き続き、町政一般質問を続けます。
3番三浦議員。

(3番 登壇)

●3番

町長に2点質問致します。
最初に役場職員の女性幹部の育成について質問致します。
8月7日から始まった町政懇談会に北町を除いて7ヶ所に私は参加しました。
連合区ごとに特に意見や要望が特徴があって大変勉強になりました。
ただ、参加者の男女のバランスを考えると、圧倒的に女性が少ないという印象を持ちました。
私が参加した7連合区中、女性が参加されていたのは、白山と向ヶ丘の2連合区のみでした。
政治は男性だけのものではありません。特に、住民生活に直結する町政については、女性の意見が大きな意味を持っているものと考えます。
奈井江町のまちづくり自治基本条例、第7条には「町民と町は、男女が平等に参画できる社会の実現に努めます」とあります。
奈井江町は、各種委員会などへの女性の参加が進んでいる町だと思います。
町内会や老人会、様々な社会福祉活動においても女性の活動は目を見張るものがあります。
それだけに、町政懇談会への女性の参加が少ないことを大変残念に思いました。
少子高齢化にともなう、出産、保育、介護の問題では女性の声をもっともっと汲み取る必要があると思います。
そこで、町政への女性の参加を促す一つの施策として、私は、役場の職員ですね、職員の側にも女性が増えることが大事だと思います。

私が参加した7ヶ所の懇談会では、役場職員側の女性職員の参加は1人ないし0人でした。

また、町民への説明、それから要望への回答などは全て男性の職員がしておりました。保育や福祉・介護、あと役場の窓口業務では、女性職員が大活躍していることを町民の目から見ても、よく分かっています。

ところが、この議会、理事者側の席は、議会事務局の女性が1人いますけれども、他に女性が1人もいません。

こういう状態を傍聴者に来ている町民が見たら、政治はやっぱり男性のものかと、そういうメッセージを受け取ってしまうのではないかと私は思います。

教育の現場では、裏の教育課程というのがいつも問題になっています。

小中高を通して、表の教育課程では、男女平等を前面に掲げていますが、裏の教育課程では、まだまだ平等になっていない現実があります。

特に、女性の教職員が少ない道立高校にあっては、中間管理職も含めて、まだまだ女性管理職が少ないのが現実です。

そうすると、いくら授業で、男女平等とか、男女共同参画社会の学習をしても、子供たちは「でも、結局、結婚や出産を期に職場を去るのは、女性でしょ」「男の先生が結婚して辞めたとか聞いたことがない」全校集会で全校生徒の前に立って話をするのは、圧倒的に男性の職員です。

そういうのをみると、子供たちは、裏のメッセージの方が子供たちに強く染み込んでいくんですね。

そこで、町も率先して、男女共同参画を実践し、アピールしていくべきではないかと考えます。

女性管理職が、ごく普通に町民の目に止まるようになれば、女性の町政参加に弾みがつき、活気が出てきます。

また、子どもたちへも、女の子には、奈井江町は女性の力が発揮できる町なんだというエールになります。

男の子には、女性が働き続けることや管理職になるのが、そういうことも普通なんだという教育になります。

国は平成22年12月17日に男女共同参画基本法を制定し、都道府県の本庁課長相当職以上に占める女性の割合を、平成27年度までに10%程度とする成果目標を設定しました。

平成22年度の道職員の女性管理職の比率は2.1%で、長崎県と並んで最下位です。ちなみに全国平均は6.0%です。

あまりに北海道の地域は広くて、転勤のたびに引っ越しを伴う道職員の場合は、家庭と仕事の両立が難しいという面もあり、管理職が少ないということも考えられますけれども、町の職員の場合には転勤がないので、この点では有利だと思います。

ただ、役場に限らず、女性が幹部として育っていくためには、男性と同じように研修の機会が与えられることが必要だと思います。

それもなしにいきなり、管理職にさせられてもそれははた迷惑なだけだと思います。

仕事に慣れて、充実してくる時期と出産・育児が重なるという特徴もあります。

より意識的に、そして長い目で育てていく視点が必要かと思えます。

それと同時に、周りの環境整備も必要だと思えます。

これらを踏まえて、町長に2点質問します。

まず、過去10年間、年度ごとの女性幹部職員は何人いたのか、それは何%だったのか。

2点目は、女性幹部育成について、どのような方針を持っているのか、質問致します。

●議長

(13時06分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

三浦議員の質問にお答えして参りたいと思えます。

女性幹部、いわゆる幹部職員の登用の実績について、女性幹部育成の方針についてということ、大きく分けて2点でないかと思えます。指摘されたんでないかと思えます。

先月よりスタート致しました町政懇談会は、私や副町長や教育長、そして各課の課長とともに、8カ所の連合区に行って参りました。

各地区で、参加者全員の方と町政全般について意見交換をさせて頂いているところでございます。

参加者の男女比率については、今、ご指摘ありました通り、大変残念ではありますが、女性の参加が少なかった地区がございます。

しかし、その中でも、向ヶ丘という指摘ございました。女性の方が多かったと。

それから今一つは白山も女性がいました。

更に北町でも、女性が出席して頂きまして、大変、意見も多面的な意見が出てくる女性、そういうことが、今、議員がおっしゃるとおりですね、その通りだと、こういうふうを考えます。

ただ、そういった中で、今後、どういう方向をとらなければいけないか、女性重視ということで、やらなければいけないということも、今後の課題の大きな一つだと思えますが、ただ、今申し上げました連合区も含めてですね、色々、質問、昨日も質問届きました。

電話で、それぞれ参加したところの連合区長さんについては、聞いてみますと、年度初めに連合区長、区長会議がございます。

その折に、町長から常に、強くですね、女性参加ということを書いて頂きたい。そうすると、連合区長も区長もそうですが、そういうことを含めてですね、女性参加、声をかけられるだろうと、こういう機会をまずは作って下さい。

それだけではございません。

そういうことを十分検討して参りたいと、こういうふうに思えます。

その中で、奈井江町においては、かねてより教育委員会をはじめと致しまして、各種委員の任命にあたっては、先駆けてですね、女性を登用しております。

役場についても、育児休業を取得した後、再び職場に復帰する女性職員も多く、今ご指摘ありました出産だとか、子育ての経験を、まちづくりに活かして頂きたいとも考えているところでございます。

そこで、1点目の女性幹部職員登用の実績についてでございますが、病院等を除く役場職員においては、平成3年9月に保健センターの保健師を主幹に登用したほか、事務職としては、平成15年4月、奈井江町で初めて女性課長職として1名を登用しております。

過去10年間でございますが、今ほど申し上げた課長職1名により、管理職に占める女性の比率については5%で推移し、平成20年には、更に1名を主幹に登用したので、以降、約10%という数値になっております。

今、三浦議員から全国的には6%とご指摘がございました。

それより若干上かとは思いますが、また、本年4月には、女性職員1名を主幹職に登用しております。今後も女性の視点を生かして行くとともに、まちづくりについて意欲のある職員を登用して参りたいとこういうふうを考えております。

おっしゃるとおりですね、町政懇談会でもですね、殆どが男性が占めているということはその通りだと思います。

そういうことも含めてですね、専門職等についても一般職についても、優秀な職員もおりますから、当然のことながら、いわゆる、女性としての立場もわかりなく、やはり奈井江町は女性を重視しているんだとよということですね、町政懇談会で肌でしめすようなことをですね、今後、いきなりは出来ませんが、徐々にでございますけれども、そういう方向で進めて参りたいとこういうふうと考えております。

2点目の女性幹部の育成方針についてでございますが、職員の育成については、その性別に関係なく、職員、自ら研鑽を行なう一方で、町としても、多様化する住民サービスに対応するため、職員の職階に応じた、より実践的な研修に派遣を行っております。職員一人ひとりの資質や能力の向上に努めております。

加えて女性職員については、千葉県にある市町村アカデミーが開設する女性専用のリーダー養成研修を受講されておまして、女性リーダーに相応しい知識と能力の向上を図ってきたところでございます。

今後も、こういった研修を継続しながら、女性職員の育成に努めて参りたいと、こういうふうを考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

大変貴重な意見ありがとうございます。

●議長

(13時14分)

三浦議員。

●3番

只今のお答えで、女性を重視するという方針を持っているということはよく分かりま

した。

ただ、私は、やっぱり、男はだめだというわけでは全然ないんですけれども、ここにこう座って見た時に、見た目としてもですね、ここに普通に女性も混じっているということが理想だと思うんですよね。

フィンランドとかそういう所に行きますと、意識的に例えば半分は管理職女性にするとかって、意識的にそういう環境作ってますよね。

作らないと、意識的に作らないとこれは自然成長はしないと思うんです。

というのは、女性と男性と、例えば同じ能力があったとしても、育児、子育てに関わっているとか、家事の負担がどうしても今の場合日本ではまだ女性の方が大きいので、同じ能力があっても発揮できるチャンスとか、研修受けるチャンスとか、そういうものが意識的に作っていかないと、本人からはなかなか言い出せないと思うんです。

それと、女性が管理職が増えるということも大事なんですけれども、働き続けて家庭ももちろん結婚して子育てもして続けられるということが大事だと思うんです。

なりふり構わずね、独身でなければ、管理職務まらないという職場はやっぱりおかしいと思うんです。

そういう点で、是非今後の人事期待してみていきたいと思います。

次の質問に移ります。

2点目は、大矢議員と同じ質問なので、大変困惑しているんですが、どうしようもないので、そのまま読みます。

空き家等の適正管理についての質問です。

今年の大雪は、はからずも、町内の空き家をクローズアップさせました。

特に、長期間放置されている空き家は、傷みもひどく、雪の重みに耐えられるのか、また、今年は寒さも重なって、雪庇が出ているような所が多かったので、屋根の雪が落ちて通行人に怪我人が出るんでないかということも心配致しました。

それに加えて、夏場の雑草の草刈りですね、そういう問題も含めて、空き家というのは、放置できない問題だと思います。

私の住んでいる町内会見ても、やっぱり年々増えてきているということを実感しています。

ただ、この問題は所有者や管理者の財産権に関わる複雑な問題もあり、勝手に手を出すわけにも行かず、かといって町民の安全・安心な生活を考える時、今後、ますます重大な問題になっていくものと懸念しています。

奈井江町の場合は、空き家などが増えてきた原因は、主に少子高齢化で、年をとってその家に住めなくなって、空き家になってしまうことが多いと思うんですけれども、私、先日ボランティアで気仙沼、岩沼にも少し行ってきたんですけれども、そこで、津波で、一家全員が死亡して、親戚もよく分からないということで、壊す許可が得れないので、ポツンポツンと残っている、本当にもう、グラグラと指で押したら倒れそうなぐらいの家でも壊せない状態で残っているんです。

あれは、町を再開発する時にも、すごい障害になるんでないかなというふうに見てきました。

そういうのを見た時に、災害後の復興のためにも今からそういうものを整えておくことが、大事だという思いを強くして帰ってきました。

そこで、空き家の所有者の責任を明らかにし、長期間放置されている空き家に、どう対処するか、法律上の整備も必要と思いますが、このことについて、以下2点質問します。

まず、町内に何軒の空き家があるか。さっきお答え頂いたんですが、その内、町民から苦情が来ている空き家は何軒あるのか。

また、今後の空き家などの適正管理のための条例作成を、どう対処していくか質問します。

●議長

(13時17分)

町長。

●町長

空き家の件でございますが、先ほど、大矢議員の質問と重なるわけでございますけれども、重なる点もあるわけでございます。

平成24年2月に調査したところ、空き家の件数でございますが70件と確認を致しております。

この所有者等に対し、適正な管理を行なうよう文書を発送したほか、近所の方からも苦情が出されたり、除雪などの対応が必要な4件の空き家につきましては、電話等で直接、適切な管理を依頼を行ないながら、屋根の雪下ろしなどを行って頂いているところでございます。

2点目の条例の制定でございますが、この件に関しては、以前、空知町村会でも話題になりまして、1町だけに留まらない、大変難しい全国的な課題だと思います。

ご存じの通り、奈井江町で地方条例を作るということもこれも大切だと思います。

ただ、今のままでの、権限が国に集中している、国の法律に従わなければ、やれることは極めて難しいと、あることは事実でございます。

それにふさわしいことを、出来ることは事実でしょうが、それに限られたすごく限られたことになると思いますが、基本的なことで、やはりなかなか難しいと思います。

したがって、分権改革、こういうのがきちっと出来てですね、その中で、地方行政としてどういうことができるか、住民のニーズにどうあったことができるかと、こういうことも含めながらですね、今後考えていかなければいけない。

したがって、全国的な問題として、我々認識しながら、今後対応、国に対応を求めている、こういうふうを考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

特に雪が降る北海道においては、空き屋対策は災害対策に準じる位置づけと致しまして、全道的な取り組みが必要だと考えており、今後、北海道町村会の政策懇談会におきまして、この件を課題として、道にも提言して参りたいとこういうに考えておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

以上、答弁と致します。

●議長

(13時19分)

三浦議員。

●3番

町民の安心安全もさることながら、さっきと同じなんですけど、見た目の問題でも、壊れかかった家がポツポツポツポツ増えていくと、それだけでなんか町が寂れていくなあという気持ちになってくるんですよ。

それから、町政懇談会の中でも随分あちこちで出てましたけれども、歩道が、草が、歩道が割れて草が出てきてね、もう歩道が草で覆われているとか、車道と歩道との間のこの段差の所に土が少し溜まりますよね。

そこから雑草が生えて、道路通っても、この町はもうきっと年寄りしかいないんだなみたいですね、そういう寂しい気持ちになっていきますよね。

ですから、子供たちのためにも、やっぱり町はまだまだ元気だよっていうところを見せるためにも、素早い対応を期待していきたいと思います。

これで質問を終わります。

●議長

(13時21分)

以上で、三浦議員の一般質問を終わります。

(5. 6番森議員の質問・答弁)

(13時22分)

●議長

引き続きまして、6番森議員。

(6番 登壇)

●6番

第3回の定例会、出席大変ご苦労さまです。

ましてまた午前中に引き続きまして、大変お疲れのところ、ご苦労さまでございます。もう少し時間を拝借致しまして、私の質問を致したいと思いますので、よろしく願います。

私は、今定例会において、教育長にいじめに関して大きな括りになりますけれども、2点の質問を致したいと思いますのでよろしく願います。

また、2点目の質問については、町長にもお聞きしますので、よろしく願いを致します。

まずはじめに教育長に質問を致したいと思いますが、最近にわかにいじめが大きく取り上げられ、大津市の、いじめから中学生が自ら命を断つなど、今いじめは全国の大き

な課題となってきました。

やっと文科省も実態の把握の調査を開始し、対策を講じるところでありますが、その後も、何件か続いて歯止めがかかっていません。

昨日のテレビによりますと、札幌市でも昨日あったという報告がございました。

本当に大きな問題となっているところでございます。

いじめは、いじめられる側と、いじめる側との感覚の差は非常に大きくあり、いじめられる側からすると、殆どがいじめているという認識はしておりません。

しかし、いじめられる方は、どんな些細なことでもいじめと感じてしまい、不快感になり、落ち込んでいっている現状でないかと思えます、

こうした事を考える時に、一度いじめが始まると、いじめる子の対応には大変な努力と対話が必要となるのはもちろんのことではありますが、なかなか改善に向かうのは容易ではありません。

私は、いじめ問題は、大津市ばかりではなく、全国至る所で発生をしており、このことは、わが町にとっても他人事ではないような気がして、非常に危惧しております。

そこで私は、この奈井江町からいじめを出さないためにも、平成23年から新学習要領の中に、道徳教育が入ってはおりますが、いじめについてももう一度、中身を充実させる必要があると思えますが、この点について教育長にお伺いします。

●議長

(13時24分)

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

森議員から、いじめについてのご質問ということでございます。

今、議員がご指摘あったように、滋賀県大津市において発生した、いじめによる公立中学校2年生が自殺する事件と、そして、また宮城県仙台市の私立高校においてもですね、たばこによるいじめ事件が発覚する。

昨日から今日にかけてですね、ご指摘ありましたように、札幌市でも自分から命を絶ってしまうというようなことが起きていることで、本当に大変なことだなというふうに感じております。

議員のおっしゃる通り、今いじめは全国的、社会的に大きな関心が寄せられておりまして、我が町でこのようなことを、絶対に起こしてはならないと強く願っているところでございます。

大津の事件が報道された後にですね、直ちに教育委員会としては、改めて、各学校長に、いじめの未然防止について、そして早期発見・早期対応の取り組みを一層徹底するように示達をしているところでございます。

そして、児童生徒に、生命を大切に作る心や他人を思いやる心、善悪の判断など、規範意識等の道徳性を身に付けさせることが大変重要であると、改めて感じているところ

であります。

現在の道徳教育の取組状況につきましては、道徳の時間で、心のノートを使った授業、それから副読本等を活用してですね、今、申し上げました、他人を思いやる心、生命を大切に作る心などを育み、また、道徳の時間を授業公開してですね、道徳教育について、保護者や地域社会の共通理解や協力を得るといふことと共に、全町で昨年、今年行われておりますクリーン作戦、除排雪作業のようなボランティア活動など体験的な活動を通して、基本的な生活習慣や社会生活上のルールの意義や目的を考えさせ、それぞれの場面において、善悪を判断する能力の育成に取り組んでいるところでございます。

教育委員会と致しましては、引き続き、学校、保護者、地域と連携の中でですね、創意工夫をしながら道徳教育の推進と心の教育の充実に努めて参りたいというふうに思いますし、またこれによってですね、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についてですね、今後も努力を重ねて参りたいというふうに考えておりますので、ご理解を頂きたいと思います。

以上、答弁と致します。

●議長

(13時28分)

森議員。

●6番

今、教育長の答弁の中から、我が町では道徳教育の中で、心のノートやら色々やりますよという報告があります。

そのことは折に、これからも継続して、行くべきだと思いますし、しかしながら、道徳の時間って取り入れられてはいるんですけどもね、実際にいじめということに対して触れられてる時間がどの程度、我が町ではその中であるんですか。

その辺もう一度お聞きしたい。

●議長

(13時29分)

教育長。

●教育長

継続していじめのことについて取り組んで欲しいと、こういうことと併せて、道徳の時間でどの程度されているのかということでございますけれども、このいじめの学習については、道徳に限らず、それぞれの教科において、関連性の中で取り組んでいるということでございます。

そして、合わせて年2回ですね、いじめについてアンケート調査を実施し、そしてそれに基づいて個別対応をさせて頂いていると。

また今年につきましては、大津の事件がございましたので、緊急に更に1回追加させて頂いてですね、その後、通達を出して、そしてアンケート調査を実施して、どういう状況にあって、どういうふうに取り組まなきゃならないかということも含めてですね、

取り組んでいるところでございます。

いずれに致しましても道德の授業だけでなく、全教科を関連持たせながら、その場面場面に応じてですね、心を養うカリキュラムとしてですね、取り行っているということでご理解を頂きたいというふうに思います。

以上、答弁と致します。

●議長

(13時30分)

森議員。

●6番

今、お答えされて、全く私もその通りだと思っております。

これ、いじめで、テレビやなんかで報道されるのは、ごく限られた人数なんですけれども、高校生から未成年が自ら命絶つというのは、実際的には全国で200名近くいるそうでございます。

これが全ていじめではないと思っておりますけれども、大きくテレビ出るのは何人かというものは出ているんですけれども、私はこれ、自分自身が思うには、いじめは確かに道德教育も自ずと必要となってきますけれども、これは、家庭との連絡もより一層密にしなければいけないし、道德教育ばかりでは防げる問題ではないと思っておりますけれども、まずは、学校の中で、道德教育を十分充実させて頂いて、子供たちにいじめというものがあるのかと、卑劣なんだよというものを認識させることが私は十分必要だと思っておりますので、是非、そういう点について取り組んで頂ければありがたいかと思っております。

続いて2点目の質問に参りますけれども、同じくいじめに関係するんですけれども、内容がちょっと変わっておりますので、質問させて頂きたいと思っております。

教育長と学校を含めたまちづくりの観点から、また町長には、再質問でありますけれども、その中で、ご答弁を頂きたいと思っておりますけれども、よろしく申し上げます。

奈井江町には、平成14年に制定されました、「子どもの権利に関する条例」があります。

このことは、いうまでもなく子どもを一人の権利主体と捉え「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」に要約され子どもの権利を保障することと、当然、大人は子どもにとっての最大の利益を第一に考えることを謳っております。

また、合わせて子ども同士が同様に、子どもの権利があることを共通理解していくことも必要だと説いております。

いま、申し上げた全ての子どもが、同じように権利がありますが、いじめる権利はないのです。

我が町では、子どもの権利条例を活用した取り組みに、町長と語る会を実践し、広く子どもたちの意見を取り入れられ町政に生かされております、

ここで、子どもたちにもう一度、子どもの権利条例を再認識させながら、いじめについての懇談をして頂き、子どもたちが主体となって、いじめをしない学校づくりを宣言するような導きが出来ないものか、私は今する必要が有ると思っておりますが、この点につい

て教育長に伺います。

●議長

(13時33分)

教育長。

●教育長

2点目のご質問ということで、子どもたちが主体となって、いじめをしない学校づくりの宣言を考えてはどうかというご質問がありました。

先ほども申し上げましたように、いじめのない学校作り、「いじめを絶対に許さない！」そして「いじめられている人を守り通す！」ということが、大事だというふうに思いますし、このことは、学校関係する職員、教職員が強い意志をもって、一丸となって対応することが、重要だというふうに思っております。

そのため学校においてはですね、教職員の人間力・教師力の向上を図ることが大切だと思いますし、そのための研修会への参加、そして生徒指導の体制強化と確立する努力を頂いているところでございます。

そして、子どもたちのSOSを迅速にキャッチできるよう、そして、子どもたちの小さな変化やサインを見逃さないで、注意を払っているところでございます。

全国的に、今ご指摘のように、いじめに関する宣言、スローガンの制定状況を見ますと、学校生徒会が宣言を制定したり、学校長が宣言しているところもあります。

宣言やスローガンもいじめをなくす上でですね、有効な手段だというふうに思います。

先日、江南小学校において、地域参観日がございまして、このいじめのその時にちょっと学校だよりということで、その時に配られたものなんですけれども、この中でも江南小学校においてですね、いじめの取り組みということで、生徒自ら、児童会自らですね、このような取り組みをしているんですよということで、児童会の中でですね、仲良く、みんな仲良く遊ぼうということで、全校でですね、全校遊びというようなことも意識しながらですね、そういう取り組みをしているというような状況でございます。

また奈井江小学校においても、仲良く遊んでですね、仲間作りの中でですね、先ほど言いましたように、思いやる心を育てる、他人を思う心を育てていこうということでございます。

いずれに致しましても、今、議員がご提案ありましたようにですね、子どもたちが主体になって、いじめをしない学校づくりを宣言するということが、やっぱり一番大切でないかなというふうに思います。

そういうことですね、そういう子供たちが自ら考えてですね、主体的に取り組むということの機運が高まればですね、私も教育委員会としてもですね、これを支えていくということでですね、支援をしていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

(13時36分)

森議員。

● 6 番

教育長の答弁の中で、機運が高まればということをおっしゃいました。

確かに、この宣言をするということは、子供たちが自らやっぱり考えて頂かないと、なかなか実にあるものにならないのが、そのとおりだと思います。

しかしながら、今、状況を鑑みるとね、やっぱり上の方からも機運が高まるような雰囲気作りというのが私は必要かと思えますけれども、その点について、教育長はどうお考えですか。

● 議長

(1 3 時 3 7 分)

教育長。

● 教育長

今、江南小学校の取り組みの事例もご紹介をさせて頂きましたが、これに限らずですね、一部分をお話をさせて頂きました。

学校の中で、子供たちと先生の部分でそういう形の活動を取り入れているというのが実態でございます。

教育委員会としても学校の考え方を尊重し、また、子供たちの考え方の中で、進めていくことが重要だというふうに思います。

そういう中で、また学校、町ともこのことについてですね、この提案、宣言についての、こういう提案がありましたよということの中で、どう進めていくべきなのか、うちの関わりとしてどういうふうにもっていくべきことが重要なのかということも考えながら、ご相談しながら進めて参りたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

● 議長

(1 3 時 3 8 分)

森議員。

● 6 番

はい、分かりました。

これ、まちづくりの観点から、町長に、ちょっとお伺いしたいと思います。

わが町は、明るいまち、また福祉のまち、それから健康のまちづくりということで、町一体となって取り組んでおられます。

また、この学校のことに関して言えば、いじめのない環境づくりというものもまた大きな一つのまちづくりの一環となるかと思えますけれども、今、先ほど私が言いましたように、町長は子供たちと多く語られて、また子供たちの意見を町政に反映されております。

そういった中で、今、私が教育長に今、言いましたけれども、このいじめのない、まち

づくりの宣言というのを、雰囲気作りというのは、町長としてどう考えておられるのか、その点お伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

●議長
町長。

(13時39分)

●町長

それでは再質問ということで、この場でよろしゅうございますか。

今、森議員がおっしゃったことでございますが、奈井江町は子ども権利条例がございます。

そういった面です、町長と語る会をずっと、過去に、このいじめの問題もですね、率直な話を意見交換をさせて頂きました。

非常に子供たちも目を輝いてですね、このことを語って頂いて、そういうこともございましたし、また芽室町と交流をしております。

このことですね、昨年もそうですが、いじめの問題に焦点を絞ってですね、交流したという報告を受けているところでございます。

これらについても、大変深い、なんといいますか、当然のことながら、関心と、語り合いをしたと、熱意をもって語り合いをしたと、こういう報告も受けているところでございます。

いずれに致しましても、そういったことを含めてですね、奈井江町は、クリーン作戦という、これも、ご存じの通りですね、子供たちの提案です。

それを呼び掛けて、全町的に皆さんが協力してくれたと、事例もございますから、今、教育長もお話ございましたように、いじめをしない学校づくり、こういうことを子供たち自らが、それを考えれば、当然のことながら、これを支援して、尽力をしていかなければいけない、こういうふうに思っております。

そういうことでございますから、今、当然のことながら、子供たちと語る会で、このことを話し合っ、前向きに進めていきたいと、こういうふうと考えております。

ありがとうございます。

●議長
森議員。

(13時40分)

●6番

ありがとうございます。

時間オーバーといわれましたので、締める予定でいたんですけれども、よろしくお願いします。

今、それぞれ教育長やら町長からお答え頂きました。

是非、基本的には子供たちが主体となってやらなければいけないものなんですけれども、そういった雰囲気作りも、是非、私の立場からもお願いして、進めていって頂きた

いと思いますので、よろしくお願い申し上げます、私の質問を終わりたいと思います。

- 議長 (13時42分)
以上で、町政一般質問を終わります。

日程第6 報告第1号の上程・説明・質疑 (13時42分)

- 議長
日程第6、報告第1号「補助団体監査結果報告について」を議題と致します。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

(副町長 登壇)

- 副町長
定例会のご出席お疲れさまでございます。
1頁をお開き頂きたいと思います。
報告第1号「補助団体監査結果報告について」
地方自治法第199条第7項の規定により、平成23年度に町が補助金を交付した団体の監査をした結果について、監査委員より別紙のとおり報告があったので、同法第199条第9項の規定により、これを公表する。
平成24年9月6日提出、奈井江町長。
本件につきましては、別冊の補助団体監査意見書のとおり、平成24年8月17日、46団体60事業のうち30団体39事業について監査を受け、各団体とも町からの補助金を確実に収納し、事業目的に従って執行していることを認める旨のご報告がありましたので、これを公表しようとするものであります。
よろしくお願い申し上げます。

- 議長
以上、報告事項ですが、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

- 議長
質疑なしと認めます。
以上、報告第1号を報告済みと致します。

日程第7 報告第2号の上程・説明・質疑

(13時45分)

●議長

日程第7、報告第2号「平成24年度に公表する健全化判断比率について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の2頁をお開き下さい。

報告第2号「平成24年度に公表する健全化判断比率について」

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成24年度に公表する健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

平成24年9月6日提出、奈井江町長。

平成24年度に公表致します健全化判断比率については、平成23年度決算に基づき算定され、赤字額の規模を示す実質赤字比率及び連結実質赤字比率については全会計において、赤字資金不足を生じていないことから、該当なしであります。

また、公債費の負担を示す、実質公債費比率については14.2%、将来における負債の負担を示す将来負担比率については67.6%であり、いずれの比率につきましても早期健全化基準を下回っております。

以上、健全化判断比率について、報告致しますので、よろしくお願いを致します。

●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

以上、報告第2号を報告済みと致します。

日程第8 報告第3号の上程・説明・質疑

(13時47分)

●議長

日程第8、報告第3号「平成24年度に公表する資金不足比率について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

3頁をお開き下さい。

報告第3号「平成24年度に公表する資金不足比率について」

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成24年度に公表する資金不足比率を別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

平成24年9月6日提出、奈井江町長。

平成24年度に公表致します資金不足比率については、平成23年度決算における公営企業の資金不足の規模を示すものであり、病院事業会計、老人保健施設事業会計、老人総合福祉施設事業会計、下水道事業会計の4会計において、資金不足が生じていないことから、該当なしであります。

以上、資金不足比率について報告致しますので、よろしくお願いを申し上げます。

●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

以上、報告第3号を報告済みと致します。

日程第9 報告第4号の上程・説明・質疑

(13時48分)

●議長

日程第9、報告第4号「専決処分の報告について（損害賠償額の決定）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

報告第4号「専決処分の報告について（損害賠償額の決定）」

地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決において指定されている事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成24年9月6日提出、奈井江町長。

記と致しまして、本件は損害賠償事件に関する専決処分であります。

賠償の相手方は、奈井江町字奈江原野2039番地50の養田博美様。

事故の概要につきましては、平成24年6月11日午前10時30分頃、町有地敷地内の草刈りを職員が刈払機で作業中、飛び石により相手方住宅の窓ガラス1枚に損傷を与えたものであります。

損害賠償額は16,800円。

専決処分を行ったのは、平成24年6月26日であります。

総合賠償保険にて対応をし、当事者との示談も成立しておりますが、今後作業においては十分な安全対策、職員の注意喚起を徹底しながら作業にあたりたいと考えております。

以上、報告致しますので、よろしくお願いを申し上げます。

●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

以上、報告第4号を報告済みと致します。

日程第10 報告第5号の上程・説明・質疑

(13時50分)

●議長

日程第10、報告第5号「高校進学選択プロセスに係るアンケート調査結果報告書について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

5頁をお開き下さい。

報告第5号「高校進学選択プロセスに係るアンケート調査結果報告書について」

奈井江町教育委員会より、高校進学選択プロセスに係るアンケート調査結果報告書の

提出があったので、次のとおり町議会に報告する。

平成24年9月6日提出、奈井江町長。

本件につきましては奈井江町教育委員会が実施したアンケート調査結果について、別冊でお配りしておりますので、概要について教育次長から説明をさせます。

よろしくお願い致します。

●議長

教育次長。

●教育次長

それでは別冊の調査結果報告書をご用意したいと思います。

1頁をご覧ください。

今回のアンケート調査の目的は、今年6月5日に、北海道教育委員会が提示しました「平成25年度から27年度までの公立高等学校配置計画案」において、奈井江商業高校の商業科を平成27年度から募集停止することが公表されました。

これを受けまして、奈井江町教育委員会では、高校進学を選択にしまして、生徒、保護者及び教職員の考えなどを把握し、奈井江商業高校への入学者増を図るための支援策を検討する資料として活用するため、アンケート調査を実施したところであります。

調査の対象者は、奈井江中学校の全生徒、その保護者、全教職員、そして、奈井江商業高校の1・2年生及びその保護者の方々にもご協力を頂き、7月9日から18日までの期間で、無記名によるアンケート調査を行いました。

その調査用紙につきましては、本報告書の末尾に資料として添付をさせて頂いております。

アンケート調査の設問事項、内容につきましては、奈井江商業高校と相談させて頂き、作成し、全調査対象者に対しまして、同じ内容の設問を行い、生徒、保護者そして教職員、それぞれの立場が違う中で、どんな考えを持っているのか、どんなことを望んでいるのかなどを調査致しました。

調査結果の集計・分析の結果につきましては、調査対象者ごと、設問事項ごとに考察を行い、報告書としてまとめたところであります。

そして、最終的なまとめを、報告書の38頁と39頁に、5つの項目に分けて記載をさせて頂きましたので、ご覧を頂きたいと思います。

1つ目としましては、生徒が志望校を選択する上で重視していること、そして保護者・教職員が進学する高校に期待することの意識調査の結果につきましては、全ての対象者におきまして、「基礎・基本の学習をしっかりと教えてくれること」「礼儀やコミュニケーション能力など、社会生活に必要なことを教えてくれること」が高い割合を占めました。

これらの事項は、高校を選択する上で特に重視していることが伺える結果となりました。

中学校の生徒とその保護者は、それらに加え、「いじめが無く、たくさんの友人がで

きること」「学校生活全般や進路について相談ができる先生がいること」「部活動が活発であること」の3項目を50%以上の割合で選択するなど、モラルや教師に関する選択割合が高いことが分かりました。

これは、いじめの無い安心した環境、信頼できる教職員がいること、中学校で取り組んでいる部活動が続けられることなど、安心・充実した学校生活を送ることができる高校を望んでおられて、さらに、中学生の保護者は、「大学や専門学校の進学に向けた、発展的な授業があること」「就職に役立つ資格の取得に力を入れていること」など、高校卒業後の進路が有利になる取り組みも望んでいることが分かりました。

一方、高校生の保護者は、「通学にかかる費用が少ないこと」「高校にかかる費用に対して補助金がでること」の関心度合いが高いことから、経済的支援策の充実を図ることも、志望校を選択する上で必要な要素と考えます。

次に、2つ目として、高校を選択する上での情報収集についての設問ではありますが、中学生と高校生・教職員の結果に、大きな違い・差があった回答につきましては、「学校見学」であります。

中学生の「学校見学」に対する意識は低い結果でしたけれども、経験者である高校生や教職員の立場からは、「学校見学」が、その高校を知るためには一番有効な手段であると考えられます。

その他の回答で「高校に進学した兄弟や先輩から話を聞く」という方法も、結果に差がないことから、この方法も有効な手段であると考えられます。

また、情報の提供の面において、奈井江商業高校の大学指定校推薦や進学合格率、企業への就職先、就職率の状況を知らない割合が高いことから、合わせてそれらのことも、広く周知することも必要であると考えます。

3つ目の補助制度の周知度合及び本制度以外の支援策に関する設問ですが、現在、町が実施しております支援補助制度の周知度合は、中学校の生徒及び保護者、そして教職員のいずれも「全く知らない」との回答が多く、周知不足の結果となりました。

中学生の保護者と教職員は、高校に期待することの回答の中で、「就職に役立つ資格の取得に力を入れていること」「高校にかかる費用に対して補助金がでること」を選択する割合が高いことに反しまして、「資格取得のための検定料を補助する制度」の周知度合の低さや、補助制度自体を知らない者が多く、支援制度が十分に伝わっていないことが分かりましたので、周知方法について、見直すべきと考えております。

また、本制度以外の支援策については、様々な要望を寄せて頂きましたので、それらの意見を尊重し、対応すべきと考えております。

次に、4つ目には、奈井江商業高校がどのような高校であれば志望しますか、お子さんに入学してほしいと思いますか、そして、生徒に進学を薦めたいと思いますか、との質問には、中学校の生徒、保護者及び教職員の3者から自由記述形式でご意見を寄せて頂きましたので、それらを下記の通り集約整理をさせて頂きました。

生徒からは、14項目にわたる意見が寄せられ、保護者からは24項目、そして、教職員からは5つの項目が寄せられ、全部で43項目のたくさんの意見を寄せて頂きました。

類似した意見項目もございますが、これらの意見につきましては、奈井江商業高校にお伝えし、今後の学校経営に役立て頂くことにしております。

最後に、5つ目の高校の昼食は何が望ましいですかの設問ですが、これは、本町に、給食センターがありますので、その有効活用の観点から、生徒及び保護者にアンケート調査を実施致しました。

調査結果を見ますと、生徒は「家庭で作った弁当」を選択する者の割合が6割を超えるほど高く、一方、保護者では「小中学校と同様の給食」を選択する者の割合が高い結果でした。

昼食を準備する保護者と致しましては、給食の方が負担が少ないため、回答は予想通りの結果となりました。

家庭弁当の基本的な考えと致しましては、家庭弁当が思春期の学生にとって保護者とのコミュニケーションを生むなど絆を深める一助となること、また、高校生の時期は成長期であり、体格や食事量など個人差が大きくなる時期であることから、家庭で子どもの成長や健康状態などに対して、きめ細かな対応が期待できることなどが、家庭で作るお弁当の良さとして挙げられています。

保護者にとって、お弁当作りに負担を感じているのは理解するところでございますが、アンケート調査結果を踏まえて、生徒が望む家庭で作ったお弁当をお子さんに持参させて欲しいというふうに考えております。

以上が、アンケート調査結果のまとめであります。

そして、この結果報告書につきましては、既に奈井江商業高校にもお渡ししており、まとめの1から4までの考察を踏まえ、高校側で対応できることにつきましては、願いをしてきたところであります。

町と致しましては、現在実施しております高校支援制度について、新聞、チラシなどにより周知を図って参りましたが、十分に伝わっていないことが分かりましたので、奈井江商業高校の進路状況と合わせて、町内外の多くの方々に情報が伝わるように、高校と連携し、PRを強めて参りたいと考えております。

また、現在の支援制度以外の支援策の意見としまして、制服、教科書、教材、上靴など、入学時に必要な購入経費の経済的負担の軽減を求める要望がございました。

これにつきましては、今年の奈井江商業高校への地元生徒入学者数が、3人しかいなかったことから、地元生徒を確保するための新たな支援策として、別紙議会資料の10頁に添付させて頂きましたが、「入学支援金要綱」を制定し、来年度から1人10万円の入学支援金を支給し、入学者増に繋げて参りたいと考えております。

そして、9月からは、奈井江商業高校の校長先生らによる中学校訪問や高校見学・体験学習が始まりますが、私ども教育委員会と致しましても奈井江商業高校と連携し、昨年同様に、近隣中学校を始め、江別市内の中学校を訪問し、高校の進路状況や支援制度を含めた情報が、広く浸透し、一人でも多くの入学生徒が確保できるよう努めて参りたいというふうに考えております。

以上、報告書の説明を終わります。

●議長

(14時01分)

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば発言を許します。

森議員。

●6番

報告事項でありますけども、若干、質問させて頂きたいと思います。

今回調査結果の報告書が提出されております。

そのことに関わらず、昨日の新聞では奈井江高校が間口減が決定されたということは、本当に残念なことだと思えます。

しかしながら、支援策は私は続けるべきだと思っておりますし、これからもやっていく必要があるのかなという思いがするところです。

それで、この報告書の中にありますように、今、先ほど、次長の方から報告がありましたけれども、なかなか補助制度、周知がなされていないというのが、もう76%も分かっていないというのが、結果が出ております。

先ほど、次長の方から、これから周知の徹底ということがありますけども、是非、今後においてはこの周知が親にもお子さんにも伝わるような方向で周知を徹底して頂くようお願いするとともに、今まで、周知は徹底されてなかったかと思えますけれども、どのような周知をしてきたのか、その点をお伺いしたいと思えます。

●議長

教育次長。

●教育次長

アンケートの結果を踏まえた先ほどの報告でお話ししましたように、この制度が出来た時には、道新だとか空知プレスさんの新聞関係機関を通じて報告して頂きました。

また、この制度について、高校側がパソコンを使ってですね、カラー刷りの制度の概要版を作って頂いて、それを生徒に配ってございました。

その配布方法については、学校側で学校訪問をした際にですね、配布をして頂きました。

また、教育委員会としましては、去年の例でいいますと、去年は、今年もありますが、10月の教育の明日を考える集いの後援会の開催にあたっての開催時におきまして、それぞれ中学生の生徒全員に一人ずつ、封筒で、この制度も含めて、講演の開催も含めてですね、各個人宛に郵送させて頂いて、各個人が読んでですね、それが分かるような形で進めてきたところであります。

そういうようなことをやってきておりますが、今後につきましては、ホームページを使って、これからその周知の拡大を図りたいと思えますし、また、今、配布方法にあたっては、直接、私の方から、生徒さんの方に送って、周知を図ってございましたが、今度は、学校側の書類と一緒に入れることで、学校側から来た書類ということで、親が目を通すということが高いというお話を学校側の方からお聞きをしましたので、学校側で配

布する文書と一緒に、そのチラシを作って、配布をするというようなことでも、浸透を図りたいなというふうに思っています。

それから、これから先ほど申し上げましたように、9月からそれぞれ近隣の中学校だとかに回って、学校のPRに校長先生、私ども教育委員会も回ってきますが、その時にはかなりの量を持って、今までは少ないチラシの量だったものもありますが、増刷をしてですね、多く子供たちに、出来るだけ子供たちに多く渡るように配布をしていきたいなというふうに思っています。

いずれにしても、十分周知されてなかったのは非常に残念でありますので、その点を踏まえまして、十分我々としては、高校側と、先ほど申し上げましたように、高校側と連携して、より良い、見やすいようなチラシを作りながら、周知の徹底を図って参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

●議長

森議員。

●6番

今、次長の言われた通り、周知をなさっていたということなんですが、それが、伝わってなかったという現実かなという思いがします。

このことを踏まえながら、今後、補助制度を取り組んでいくんですけども、更なる周知を子供や親にも伝わるような方法を是非取り組んで頂きたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

●議長

他にありませんか。

笹木議員。

●7番

今、森さんが、今回のアンケート調査に対して、質疑があったんですけども、大体同じ所が私も全くこのアンケートを、確かに多岐に渡って、大変な作業だったかと思うんですが、ずっと読ませて頂いて、実は大変驚いております。

今の森さんの質問と本当に重なるんですけども、まず、学校を選択する上での情報収集が、全然、周知されていない。

それから補助制度も周知度がすごく低い。

特にですね、今は、生徒さん、保護者さんという話がありました。

だけれども、中学校の先生自体がですね、この補助制度もどれも知らない36%ですよ。

こんなこと本当に、本当に自分たちの卒業する子供たちのことをね、案じているのかなとか、もっと奈井江町が色々な形で頑張っている施策を理解してくれてるのかなって。

もう、ちょっと苛立ちさえね、このアンケートを見て覚えました。

それで、広報だの、新聞だのという、そういう話もありましたけれども、それで結果的にはこういう結果が出ているんですから、本当に180度観点変えてね、しっかり周知をして頂きたい。

それもですね、やっぱり教育委員会から、保護者の方、子供さんというプロセスもじゃなくて、やっぱり学校にもね、しっかりね、先生方学校を通してね、しっかりまた協力して頂く、っていう方法を是非また取って頂きたいと思います。

今ほど話にありましたけども、来年度の支援制度も検討もされました。

ですが、この結果を見て、今、その10万円のね、補助がね、本当に効果があるのかなって思うんです。

このアンケートは、今、自前にいる奈井江町の子供さんたちの貴重な結果ですよ、アンケート結果。

確かに、他の町に行って、色々な高校のアピールなりを広報してくる部分も大事でしょうけれども、今、町に住んでいる町の学校に通っている子供さんが、また保護者の方が、先生が、こういう状況であるということ自体、もうやっぱりこのへんからちょっとね、考えを変えて頂かなくちゃいけないのかなって、そんなふうに思っています。

奈井江高校の存続については、行政もそうですし、議会もそうですし、町民の皆さんも本当に希望している部分だと思うんです。

大変な作業なんでしょうけれども、是非、結果的には入学するしないは、それこそ進学を決める本人が最終的には決めることでしょうけども、そこまでの努力として、せめて、周知、せめて知ってるという状況に、是非、是非持って行って頂きたいなど、そんなふうに思うんですが、いかがでしょうか。

●議長

教育次長。

●教育次長

ご指摘の通り、非常にこの結果については、集計をまとめた私ども教育委員会としても非常に残念に思っておりました。

また、その結果を踏まえて、今、ご指摘ありました笹木議員の言うように、より、まず町民の方に知って頂く、また、特に進学を、進路指導に当たる学校の先生にも、十分、この制度については、より、今まで以上にですね、より、制度をですね、知って頂くように努力をしたいと思えますし、また、その配布にあたりまして、昨年は別に渡しましたが、それとは別に、一緒にも、お話をさせて頂いた中で、配布をさせて頂いた結果が、少なかつたわけですけども、今後、そのことを反省を踏まえてですね、より学校側と協力して周知については努めて参りたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願い致します。

●議長

他にありませんか。

石川議員。

● 2 番

今のですね、質問にちょっと似てるようなところもあるかと思いますが、まず 1 点目、中学校の先生たちの回答率ですね、100%ではないんです。

この100%ではない理由とですね、その他の方たちのアンケートの回収率を高めるための努力はされたのかどうか。

されたのであれば、具体的に報告頂きたいと思います。

● 議長

教育次長。

● 教育次長

このアンケートをはじめまして、回収率を高めるために、それぞれ学校の方に訪問してですね、こういう趣旨でアンケートを実施するということで、学校長さんに直に説明をしてですね、趣旨を理解して頂いて、アンケートを実施させて頂きました。

直接先生には、お話はさせて頂きませんでしたけども、それぞれ学校の校長先生にお話をしてですね、是非、多くの方にアンケートに答えて頂くようにということで強く要請をした結果がですね、残念だったんですが、こういう結果になったということなんです。

以上です。

● 議長

石川議員。

● 2 番

私も非常に残念です。

少なくとも、先生の方たちは100%のご回答を頂きたいと。

先生たちが、生徒さんとか保護者の方たちに積極的に、こういうアンケートに回答して下さいというお願いも、非常に重要なことではなかったかと思います。

それとですね、次に、奈井江商業高校はですね、普通科がないというデメリットや、全道から生徒を募集出来たり、就職率や進学率が高いというメリットがあると思います。

私はデメリットを極力減らしてメリットを増やして積極的にアピールをして、道内全域から生徒を迎えなければ厳しい状況にあるのではないかと。

それでこういうアンケート調査ですとか、先ほど、教育行政報告にもあったようにですね、色々な方策を今後とも取られるようですが、行政と教育委員会の連携をもっと深めて、このことにあたらなければ、非常に大変なのではないかと、もちろん民間も含めて、私たちも含めてですが、それとですね、このアンケートの今後の活用方法、先ほど伺いましたが、それとですね、今後の行政とそれから教育委員会との、これに対する連

携や対応の仕方が、もしも今、決まっていることがあれば報告頂きたいと思います。

●議長

教育次長。

●教育次長

このまず報告書の活用につきましては、既に高校側の方には、報告をしております。中学校側の方には、この議会を終えてからですね、この報告書を持って説明し、こういう結果になったことについて、今後、我々が教育委員会が取り組む方針について、また新たな制度について説明をして、理解を深めてこようというふうに考えております。

あと、奈井江町との連携でございますが、新しい制度を作り、このことについては一定の町との連携を取りながら、新しい試みとして進めるという話で、今進んでおりますが、今後それ以外のことについては、今後、奈井江町側と協力して、財政的なこともあろうかと思いますが、そのことについては、今後、奈井江町側と協議をしながらですね、進めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

●議長

他にありませんか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

以上、報告第5号を報告済みと致します。

暫時休憩と致します。

2時25分まで。

(休憩)

日程第11 議案第8号の上程・説明・質疑・討論・採決

(14時24分)

●議長

会議を再開致します。

日程第11、議案第8号「電子情報処理組織による戸籍等事務に関する規約の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の43頁をお開き下さい。

議案第8号「電子情報処理組織による戸籍等事務に関する規約の制定について」

地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、別紙の規約により平成25年10月から電子情報処理組織による戸籍等事務を滝川市に委託することについて、同条第3項で準用する同法第252の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成24年9月6日提出、奈井江町長。

本案につきましては、中空知広域圏5市5町における戸籍システム共同運用が平成25年10月から開始されることにあたり、電子情報処理組織による戸籍等事務を滝川市に委託しようとするため、制定しようとするものであります。

概要について担当の課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

おもいやり課長。

●おもいやり課長

議会出席ご苦労さまでございます。

それでは、私から、議案第8号「電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約について」ご説明申し上げます。

本案につきましては、中空知5市5町が、広域化の取組みの一つとして、大規模災害へ備えると共に、戸籍事務の効率化、正確性の向上を目指し、検討を進めてきました戸籍電算化システムの共同運用につきまして、コンピューターサーバー、データの処理とか保存するものでございますが、滝川市に設置することに伴い、戸籍事務の一部を滝川市へ委託するため、地方自治法の規定に基づき、事務の委託に関する規約を定め、議会の議決を求めるものであります。

現在の紙戸籍を電子化するためのデータ作成につきましては、それぞれの市町において、業者委託しデータ入力を行うこととしております。

そのデータにつきまして、通信回線で結ばれましたコンピューターサーバーを、平成25年度に、耐震性のあります滝川市役所に設置し、中空知5市5町で共同運用しようとするものであります。

なお、データの保存・管理につきましては、滝川市が行うもので、それぞれの市町が滝川市との事務委託に関する規約を定めようとするものであります。

それでは、規約につきましてご説明致しますので、議案書44頁をご覧頂きたいと思致します。

第1条の委託では、地方自治法の規定により、戸籍事務を滝川市に委託することを規定しております。

第2条では、戸籍等事務を、電子情報処理組織による、委託事務の範囲を規定しております。

第3条では、滝川市の条例等の定めにおいて、管理することを規定しております。

第4条では、経費は委託する奈井江町が負担することを規定しております。

第5条及び第6条では、収支及び決算の取り扱いを規定しております。

第7条では、事務を円滑に進めるための連絡会議等について規定しております。

第8条では、執行に適用される滝川市の条例等の改正における取扱を規定しております。

第9条では、事務委託を廃止した場合における措置を規定しております。

なお、附則では、コンピューターサーバー等設置、事務委託は、平成25年度となることから、平成25年4月1日からとしております。

また、本規約の告示にあわせて、関連する滝川市の条例等を公表する旨を規定しようとするものであります。

なお、戸籍事務の電算化につきましては、価格、安全性、システム内容等総合的な見地から評価する、プロポーザル方式により、優先交渉業者を7月に決定したところであります。

今後、交渉、契約締結を行う予定であり、その後、紙戸籍を電子化するためのデータ作成、入力処理を10月から予定し、翌年9月までに完了。25年度に入り、滝川市に設置するコンピューターサーバーシステムの導入を行い、10月から共同運用を開始する予定であります。

また、戸籍データ整理等を含めて、平成26年3月までに全ての作業が完了する予定となっております。

このように、データ作成委託業務が2カ年度事業となることから、後ほど議案提出をしております、債務負担行為を定め、予算措置につきましては、共同運用システムを含めて、25年度に予算計上することとしております。

以上、電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約についてご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(14時30分)

●議長

日程第12、議案第1号「平成24年度奈井江町一般会計補正予算(第4号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書6頁をお開き下さい。

議案第1号「平成24年度奈井江町一般会計補正予算(第4号)」

平成24年度奈井江町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,611万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億1,021万4千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正による。

平成24年9月6日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、1款町税2,838万6千円を減額し6億9,557万円、9款地方特例交付

金61万1千円を減額し98万9千円、10款地方交付税5,602万3千円を減額し24億1,102万3千円、14款国庫支出金23万円を減額し2億6,459万6千円、15款道支出金203万1千円を追加し2億7,118万1千円、17款寄附金87万6千円を追加し242万6千円、18款繰入金1,844万1千円を減額し1億2,159万円、20款諸収入1,124万3千円を追加し1億902万4千円、21款町債639万3千円を減額し8億2,660万7千円、歳入合計1,611万2千円を追加し51億1,021万4千円。

次の頁をお開き下さい。

歳出、2款総務費303万8千円を追加し3億1,185万1千円、3款民生費70万4千円を追加し7億7,665万8千円、4款衛生費316万8千円を追加し6億5,953万9千円、6款農林水産業費387万4千円を追加し2億313万円、8款土木費386万8千円を追加し5億4,848万5千円、10款教育費105万円を追加し3億6,480万5千円、12款職員費41万円を追加し6億8,114万8千円、歳出合計1,611万2千円を追加し51億1,021万4千円。

第2表、債務負担行為補正、事項、期間、限度額の順で申し上げます。

戸籍電子データ作成委託、平成24年度から25年度まで、3,395万5千円。

補正予算の内容について、歳出からご説明を申し上げます。

16頁をお開き下さい。

総務費の総務管理費、一般管理費では、その他一般行政に要する経費として、職員の育児休業等に伴う臨時職員の雇用経費205万9千円を追加計上致しております。

財産管理費では、財源の振り替えを行っております。

地域振興基金では、ご寄付による積立金で87万6千円を追加計上。

統計調査費の指定統計費では、経済センサス調査の交付金確定に伴う精査で10万3千円の追加計上。

民生費、社会福祉費の社会福祉総務費では、障がい者支援に要する経費として、平成23年度の精算と致しまして、障害者自立支援給付費等国庫負担金、同じく道費負担金返還金で19万8千円を追加計上。

国民健康保険事業会計繰出金として、税制改正に伴うシステム改修負担分として、10万5千円を追加計上。

福祉バスの運行に要する経費として、福祉バス車体前方側面修繕料で15万4千円を追加計上致しております。

18頁をお開き下さい。

国民年金費では、税制改正に伴うシステム改修負担金として10万5千円を追加計上。

老人福祉施設費では、老人福祉寮かおる荘の脱衣室排水管等修繕料で14万2千円の追加計上。

衛生費、保健衛生費の予防費では、その他予防事務に要する経費として、ポリオ不活化ワクチン予防接種委託料で62万6千円の追加計上。

清掃費の塵芥処理費では、町長から一般行政報告でも申し上げましたとおり、ごみ処理に要する経費として、平成23年度の砂川地区保健衛生組合分担金清算調整金と致し

まして254万2千円を追加計上致しております。

農林水産業費では、主に補助事業に関する精査等を行ったことによるものでありまして、農業費の農業振興費で、農業総合情報システム管理運営に要する経費として9万8千円を追加計上。

農地・水保全管理支払交付金に要する経費では、予算の組み替えを行っております。

20頁をお開き下さい。

環境型保全農業直接支払交付金に要する経費では、事業精査に伴い43万2千円の減額計上。

農地費では、道営土地改良事業に要する経費として、23年度の精算と致しまして、食料供給基盤強化特別対策事業補助金返還金で5千円の追加計上。

農業経営高度化支援事業に要する経費では、事業精査による予算の組み替え。

農山漁村活性化プロジェクト支援事業に要する経費として事業精査により60万7千円の減額計上であります。

22頁をお開き下さい。

小規模土地改良事業に要する経費では、クラマナイ排水路改修工事で472万5千円の追加計上。

林業費の林業振興費では、林業振興に要する経費として、事業精査により、公用車燃料費8万5千円を追加計上致しております。

商工費、地域交流センター費では、財源の振り替えを行っております。

土木費、道路橋りょう費の道路維持費では、道路の維持管理に要する経費として、町道維持補修業務委託料で198万4千円を追加計上。

除排雪に要する経費として、ロータリ除雪車装置点検整備に係る修繕料で237万円の追加計上。

都市計画費の下水道費では、下水道事業会計における繰出金の精査で48万6千円を減額計上。

住宅費の住宅管理費では、財源の振り替えであります。

24頁。

教育費、社会教育費の公民館費では、財源の振り替えを行っております。

文化ホール費では、非常放送機基盤取替修繕料で63万円を追加計上。

保健体育費、体育施設費では、体育施設の管理運営に要する経費として、体育館、格技場の排煙窓修繕料で42万円の追加計上。

職員費に移りまして、職員給与費では、事業費支弁の精査に伴い、一般職給料で32万円、一般職共済組合負担金で9万円、合わせて41万円を追加計上致しております。

次に、歳入について説明致しますので、12頁にお戻り下さい。

町税では、固定資産評価替による課税標準額の確定等に伴い、固定資産税で2,674万2千円、都市計画税で164万4千円、合わせまして2,838万6千円を減額計上致しております。

地方特例交付金では、住宅借入金等特別税額控除に係る減収補てん特例交付金の確定により61万1千円を減額計上。

地方交付税では、普通交付税の確定により5,602万3千円を追加計上。

国庫支出金、国庫補助金の農林水産業費国庫補助金では、農山漁村プロジェクト支援交付金で33万5千円を減額計上。

国庫委託金の民生費委託金では、基礎年金等事務費委託金で4万2千円、協力連携事務委託金で6万3千円、合わせまして10万5千円の追加計上であります。

道支出金、道補助金の農林水産業費道補助金では、環境保全型農業直接支援対策事業推進交付金で43万4千円を減額計上。

クラマナイ排水路改修工事に係る、地域づくり総合交付金で236万2千円を追加計上致しております。

道委託金の総務費委託金では、経済センサス調査に伴う委託金で10万3千円の追加計上であります。

14頁をお開き下さい。

寄附金では、コンチェルトホールを楽しむ会、藤田雅博様、海老沢孝様、匿名の1名のご寄附より87万6千円を追加計上。

諸収入、雑入では、臨時職員社会保険料本人負担分で22万2千円を追加計上。

国・道費過年度分精算金で152万9千円を追加計上。

事業関連雑収入では、土地開発公社清算に伴う残余財産収入として576万1千円を追加計上致しております。

災害補償保険収入では、雪害により修繕を致しました地域交流センター屋根、公民館冷暖房用クーリングタワー分ほかで355万7千円の追加計上。

自動車損害共済金では、福祉バス分ほかで17万4千円を追加計上致しております。

町債の臨時財政対策債では、確定に伴って639万3千円の減額計上であります。

以上における歳入歳出の差1,844万1千円につきましては、同頁の歳入予算にかけます、財政調整基金繰入金を減額し、収支の均衡を図ったところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

森岡議員。

●5番

只今、ご説明頂きました平成24年度の一般会計補正予算第4号でありますけれども、具体的なことについて1点と、広い意味から1点、お聞きしたいんですけれども、まず具体的な部分では、今回、地方交付税の確定ということで5,602万3千円の増額ということで、これは、喜ぶべきことだと思いますけれども、その主な要因につきまして、把握されている内容で、ご答弁を頂きたいと思っております。

●議長

暫時休憩致します。

(休憩)

●議長

会議を再開致します。
くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

只今、森岡議員の方から、普通交付税の主な増加要因についての質問でございます。
主な内訳と致しましては個別算定経費と致しまして、土木関係の事業補正のケース増ですとか、厚生費、社会福祉の人口増、また、高齢者の段階補正の増などがありますし、只今の説明につきましては、基準財政需要額の中での内訳でございます。
また、基準財政収入額と致しましては、交付税ですとか、特例交付金などの一部減額がありました、その分、町税の方が、増額となりまして、それらを相殺を致しまして、最終的に増額となったという内容でございます。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

申し訳ございません。
追加で説明致しますけれども、先ほど言いました、基準財政収入額につきましては、交付金ですとか、譲与税などの減額が影響しているということでございます。

●議長

森岡議員。

●5番

分かりました。
それで、広い意味からのことなんですけれども、ちょっとこの補正に関わるのかなどの思いもあるんですけど、昨日の新聞でも出てますし、今、国会があんな状況で、特例公債法案が通過してないということで、今回の9月に交付される交付税についての、正直、財源の裏付けがないような状況の中で、明日の閣議決定で最終的に決めるようですが、方向性については市町村については予定通りの支払いということと、都道府県については、3分の1に圧縮して、3回に分割するというようなことも報道されておりますけれども、今のところですね、町として、どのようなこと、現況をどのように把握しているかということと、想定される影響ですね、交付税については多分次回は11月ですか、に、9月に来て、今度は11月かと思っておりますけれども、これが国会の状況を見て

いると、それまでに決まるのかなというような雰囲気もございますけれども、道支出金や国庫支出金についても、特に道が大変だということは、昨日の新聞にも出てましたけど、その辺の考えられる影響、それから11月にもしかして来ないかもしれないということになった不測の事態という時にも、ないかと思えますけれども、町としてどのような対応策をとられるか、今、考えられる状況の中でご説明を頂きたいと思えます。

●議長

副町長。

●副町長

森岡議員のご質問にお答えをしたいと思います。

新聞報道等でもご承知の通りですね、まずですね、この特例公債法案が国会を通らないということ自体がですね、非常に、私どもだけじゃなくて、全国の自治体で戸惑っているんじゃないかなというふうに思っております。

今回は、新聞報道でもありますとおり、市町村については、まず9月分については、全額ということでありますから、その意味では私どもの歳入歳出には直接的には影響がないかと思えます。

ただ、議員がご指摘の通り、これが道の方は3分の1程度という話でありますから、道や国からのものが滞る可能性というのは否定できない状況にあります。

ただ、道からの、私どもが事業主体となって進めている補助事業についてもですね、概算払いというような形でお金が来て、後ほど事業完了後、精算払いというような段階のものとか、色々な形のものがございますので、今、ここで、直接、どうということは言えませんけれども、いずれにしても、今後のこの法案がきちんと速やかに審議されない限りは、当然今度次の交付にあたってはですね、もっと大変な話になっていると思えますから、極めて、速やかに本当に通って頂きたいというふうに思っております。

今、奈井江町と致しましてはですね、現在、ご承知の通り、基金ですとか、そういうものを持っておりますので、これらを運用しながら、当面、言葉は悪いんですけども、万が一の時にはですね、これらをもって対応せざるを得ないというふうに考えております。

で、いずれにしましても早いうちにこれをして頂かなければ、それもおぼつか無くなるということですね、そんな形で当面はこれを活用して、乗り越えたいというふうに思っています。

●議長

町長。

●町長

実は、今、お話ありました通りなんですけど、我々地方自治体としては、これはですね、権利でございますから、このことを、それはきちっと法律上、法律上きちっとなっ

すから、だから、例えば、いちかり（一時借入金）したとしても、これ、全部起債についてもですね、含めていちかりしてもですね、全部国が補てんする、そういう義務があるということだけは、申し上げておきたいと思います。

以上です。

●議長

森岡議員。

●5番

最後、町長、ご答弁頂いた部分は最後にもう1回町長に確認したいなという思いでいたんですけど、もうちょっと今、町長言われたように、交付税は町長言われるように、公共団体の固有の財源、一般財源だと、地方自治体が自由に使えると、これはも、地方自治体の権利としてあるんだと、それを今回、ちょっと侵害ではないですけど、こういう状況になってしまったということはね、私の記憶する限り、町長が自治体のトップになってからはないことだと思うし、その前もあんまり、私、政治興味なかったんですけど、記憶にないのかなと。

直近では、色々の政党のけんかの中で、最後はこれだけはとって通してきたものが、今回、こんななってしまったということですね、町民生活を預かる自治体のトップ、まして経験豊富な町長としてね、今の状況を、どのように思っているのか、そのご見解を聞きたいと思います。

●議長

町長。

●町長

状況としては先ほど私が申し上げた通りでですね、地方自治体としては、権利でございますから、これは当然、国の義務でもある。

したがってですね、そういうことには、きちっとしていく、けじめをつけてくれるだろう。

例え、借りても、いちかり（一時借入金）してもですね、これらの負担は全部、国が持つということ、法律で決まっておりますから、そういう状況であるということでございます。

ただ、政局全体については、私は申し上げるわけにいきません。

ただ、異常な状態だということは事実でございますから、こういったことをですね、例えば、町村会で先般、役員会がございました。

その中で、数々の地方自治体としての要請活動、今、ご存知の通り、政治主導といたしておりますから、そういったことも含めてですね、やはり国がきちっと戻ってもらわなければいけない。

そういう状況が、出るとしたら、地方自治体としては不信感が募ってくるだけだと。

こういう、これは、地域住民のサービスにも大きく影響するわけでございますから、是非、これはですね、戻してほしいということを念願するだけでございます。

以上でございます。

●議長

他にありませんか。

笹木議員。

●7番

私は衛生費をちょっとお聞きしたいと思います。

衛生費19頁のその他予防事務に要する経費、先ほど、説明がありました不活化ワクチンの接種がこの9月より実施されるんですけれども、生ワクチンに代わってですね、それで、これちょうど、年度途中からの実施になるものですから、もう既に春から生ワクチンを受けている子供さんもいらっしゃるのかなと。

この後、この不活化ワクチンを使うにあたって、接種回数も違いますし、もうこの62万6千円計上されてますけれども、何回、それで何人のお子さんを予定されているのか、伺いたいと思います。

●議長

健康ふれあい課長。

●健康ふれあい課長

只今の笹木議員のご質問にお答えをしたいと思います。

その他予防事務に要する経費、今回の補正につきましては議員のお話の通り、ポリオ不活化ワクチンの予防接種に関します、それぞれ町内の医療機関に対します委託料でございます。

今回のこの不活化ワクチンにつきましては、国の方針に基づきまして、これ全国一律でございますが、従来生のポリオワクチンから安全性を考慮した上での不活化ワクチンへの切り替えということで、9月よりこの不活化ワクチンに切り替えるということによります補正予算でございます。

議員のお話の通りですね、今年度、既に、生のポリオワクチンを受けられているお子さんが数名いらっしゃいますけれども、今回のこの切り替えに伴っての一つの基準と致しましては、まず、生ポリオについては2回の接種ということで、終了ということでございましたが、今回の不活化ワクチンについては、4回の接種ということで、ご承知通り、生につきましては、経口摂取ということで口から飲むタイプでございます。

それに対して、今回の不活化につきましては、皮下注射による、4回の接種ということでの違いがあるということでございます。

それで、生ポリオワクチンを、1回ないし1回も受けていないお子さんについてでございますが、まず1回受けられているお子さんについては、残り3回の接種、それと、

全く受けていないお子さんについては4回ということになります。

ただ、今回の補正につきましては、年度をまたぐ部分もございます。

4回目が、年度をまたぐ、接種期間でございますので、またぐ関係もございますので、今回の補正につきましては、生ポリオワクチン1回を受けられているお子さんについては、私どもの押さえとしましては15人いらっしゃるということで、この予算の中では、今年度中2回、それと、全くポリオを受けていらっしゃらないお子さんについては、15人、これも15人ということで押さえさせて頂いておりますが、3回、今年度中3回という接種でございます、合わせて、75回でございます。

それにプラス転入者を見込みました5回を含め、延べ80回を見込んでございます。

なお、この接種料につきましては、生ポリオワクチンの場合におきましては、1回あたり、ワクチン代としましては約300円ぐらいです。

それに臨時の看護師の職員の賃金ですとか、諸々の事務費を含めまして、大体約5600円ぐらい掛かっておりましたが、今回の不活化ワクチンにつきましては、ワクチン代が5,450円、それと先ほど申し上げましたように、今回の接種については全て個別接種ということで、医療機関に委託をする形になっておりますので、そのワクチン代にプラス、手技料を2千円、それを合計した金額に対する消費税を含めまして7,823円という委託料でございます。

その金額に、先ほど申し上げました80回を乗じまして62万6千円ということで今回補正をさせて頂いたところでございます。

以上でございます。

よろしくご理解を頂きたいと思っております。

●議長

他にありませんか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 3 議案第 2 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(1 5 時 0 0 分)

●議長

日程第 1 3、議案第 2 号「平成 2 4 年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

2 6 頁をお開き下さい。

議案第 2 号「平成 2 4 年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第 3 号）」

平成 2 4 年度奈井江町の国民健康保険事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 5, 2 5 0 万 5 千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。

平成 2 4 年 9 月 6 日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

歳入、4 款繰入金 1 0 万 5 千円を追加し 8, 7 1 4 万 8 千円、歳入合計 1 0 万 5 千円を追加し 2 億 5, 2 5 0 万 5 千円。

歳出、1 款総務費 1 0 万 5 千円を追加し 2 億 4, 9 9 3 万 7 千円、歳出合計 1 0 万 5 千円を追加し 2 億 5, 2 5 0 万 5 千円。

今回の補正予算の内容についてご説明申し上げますが、歳出の総務費、総務管理費の一般管理費では、賦課にかかわります年少扶養控除除算等の制度改正に伴うシステム改修負担金で、1 0 万 5 千円を追加計上致しております。

これに伴い、繰入金を同額の追加計上致し収支の均衡を図ったところでありますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第2号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(15時02分)

●議長

日程第14、議案第3号「平成24年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第2号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

31頁をお開き下さい。

議案第3号「平成24年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第2号)」

平成24年度奈井江町の下水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,568万4千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債は、第2表、地方債補正による。

平成24年9月6日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、3款繰入金48万6千円を減額し2億5,656万円、6款町債120万円を追加し1億6,760万円、歳入合計71万4千円を追加し5億5,568万4千円。

歳出、1款下水道費71万4千円を追加し7,650万9千円、歳出合計71万4千円を追加し5億5,568万4千円。

第2表、地方債補正、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で申し上げますが、起債の方法、利率、償還の方法については変更がございませんので、省略致します。

個別排水処理施設事業費、80万円を追加し220万円。

個別排水処理施設事業費の過疎債では、40万円を追加し110万円。

補正の内容について、歳出からご説明申し上げます。

35頁をお開き下さい。

下水道費の個別排水処理施設整備費、個別排水処理施設建設費では、個別排水処理施設設置工事で71万4千円を追加計上致しております。

次に、これに伴う歳入で、町債、下水道事業債で、個別排水処理施設整備事業で80万円、過疎債では、個別排水処理施設整備事業で40万円、合わせて120万円を追加計上したところであります。

以上における歳入歳出の差48万6千円につきまして、一般会計からの繰入金を減額し、収支の均衡を図ったところでありますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

(15時06分)

●議長

日程第15、議案第4号「平成24年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書37頁をお開き下さい。

議案第4号「平成24年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)」

総則、第1条、平成24年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正、第2条

平成24年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款、病院事業収益8万4千円を追加し11億992万7千円。

支出、第1款、病院事業費用453万6千円を追加し11億9,285万2千円。

平成24年9月6日提出、奈井江町長。

補正の内容について、収益的支出から説明を申し上げます。

39頁をお開き下さい。

病院事業費用の医業費用の材料費では、ベットサイドキャビネット購入による医療消耗備品で39万2千円を追加計上。

経費では、院内に用います消耗備品14万円、エネルギー棟屋上防水改修、ボイラー室監視盤修理などの院内関係修繕費で357万2千円、胸部X線撮影用の立位リーダー修理などの医療機器関係修繕費で43万2千円、合わせて414万4千円を追加計上致

しております。

次に、収益的収入について説明を申し上げます。

病院事業収益、医業外収益のその他医業外収益では、公有自動車損害共済金で8万4千円を追加計上致しております。

以上の結果、単年度実質収支で、4,324万8千円の赤字となりますが、繰越実質収支では3億3,247万円の黒字を見込んでおります。

以上、補正予算の概要についてご説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

質疑ありませんか。

笹木議員。

●7番

今ほど説明がありましたけれども、ちょっとこの支出の経費のところ、修繕費のところでお聞きしたいと思います。

院内施設関係ですね。

今、エネルギー棟の修繕とありました。

あそこ、屋根が抜けてという話は聞いたんですけれども、あの修繕、屋根の修繕にいくらかかったのか。

それで、あと、施設としてね、現状で修繕が必要とされる箇所があるのかどうか、お聞きします。

●議長

健康ふれあい課長。

●健康ふれあい課長

只今の笹木議員のご質問でございます。

修繕費の院内施設関係ということのご質問でございますが、先ほど申し上げましたように、副町長から説明をさせて頂きました通り、今回の修繕につきましては、大きな部分がエネルギー棟の屋上の防水改修ということでございまして、この改修につきましては、この建物が平成5年度に建設をして、それ以来、一度も改修もしていなかった状況ではあります。

そういった中で、かなり屋上のパネルボードの防水材料を使っておりますけれども、そのボードとボードの間の境目の所が、ある程度亀裂が一部入っております。

その中で、先日の雨の影響でその亀裂から雨水がしみ込んで、その下材となっておりますウレタンの断熱材ですけれども、そちらに雨水がしみ込んでしまったということで、その影響で今回、改修をさせて頂きたいと考えております。

今回の改修につきましては全面的な改修ということで、工法もパネルボード方式からアスファルトの防水加工という形に切り替えをさせて頂きたいと思っております。

なお、改修費用につきましては、約260万ほどということで、予算を計上させて頂いたというところでございます。

そんなことでよろしくお願いをしたいというふうに思っております。

今後の改修の見込みということでございますけれども、実は今年入りまして、病棟の南外壁面の補修をさせて頂いているところで、順次点検をさせて頂きながら、計画的に進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解を頂きたいと思えます。

●議長

笹木議員。

●7番

今ほどエネルギー棟の修繕の説明を受けまして、壊れた所は本当に早急に、大切な施設ですから直さなくてはいけないし、この予算に対しても可と思います。

それですね、町長にお伺いしてもいいのかな。

実は、このエネルギー棟も今、説明があったように平成5年から以降手つかずでというようなお話がありました。

多分これ茶志内の町政懇談会の時に町民の方から要望がありましてね、文化ホールの屋根の話だったんだと思うんです。

屋根も塗り替えを早くすると、建物も長く持つし、お金も低コストで済むよという貴重なね、要望頂いたんですが、これは公共施設全般にいえることかと思うんですけれども、まず早めに修繕なり手入れすることが最終的には経費の削減にも大きく繋がっていくのかなと思うんです。

ですから点検も含めて今後それらの方針について町長のご見解を伺いたいと思います。

●議長

町長。

●町長

今、ご指摘ございましたように、町政懇談会でご指摘頂きました。

全くその通りでございまして、従いまして、公共施設全面的に修繕するところは修繕し、ペイントするところはしながら、そして、それが逆に長持ちするということになると思いますから、基本的にそういう姿勢で点検していきたいというふうに考えております。

ご理解頂きたいと思えます。

●議長

質疑を終わります。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第4号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16 19議案一括上程・大綱説明

(15時13分)

●議長

日程第16、
議案第5号「平成23年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計未処理欠損金の処理について」
議案第6号「平成23年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計未処理欠損金の処理について」
認定第1号「平成23年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」
認定第2号「平成23年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」
認定第3号「平成23年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」
認定第4号「平成23年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」
認定第5号「平成23年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について」
認定第6号「平成23年度奈井江町老人保健施設事業会計歳入歳出決算の認定について」
認定第7号「平成23年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計歳入歳出決算の認定について」
以上、9議案を一括議題とします。
提案理由の説明を求めます。

説明は大綱説明とします。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

40頁をお開き下さい。

議案第5号「平成23年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計未処理欠損金の処理について」

平成23年度未処理欠損金5,953万5,003円について、地方公営企業法第32条の2の規定により、次のとおり処理することについて議会の議決を求める。

平成24年9月6日提出、奈井江町長。

平成23年度の未処理欠損金5,953万5,003円につきまして、資本剰余金をもって処理をし、翌年度へ欠損金を繰り越さないこととするものでありますのでよろしくをお願いします。

次に、46頁の議案第6号「平成23年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計未処理欠損金の処理について」

平成23年度未処理欠損金3,620万925円について、地方公営企業法第32条の2の規定により、次のとおり処理することについて議会の議決を求める。

平成24年9月6日提出、奈井江町長。

本件につきましても、23年度の未処理欠損金3,620万925円につきまして、資本剰余金をもって処理をし、翌年度に欠損金を繰り越さないこととしようとするものであります。

よろしく願を致します。

57頁をお開き下さい。

認定第1号「平成23年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度奈井江町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成24年9月6日提出、奈井江町長。

概要について申し上げます。

平成23年度の一般会計の歳入歳出決算額は、歳入総額47億2,863万4千円、歳出総額46億6,006万2千円、歳入歳出差引6,857万2千円となり、本年度は翌年度に繰り越す財源が不要のため、実質収支額は差し引き同額6,857万2千円となるものであります。

歳出につきましては、地域活性化・経済危機対策事業、きめ細かなインフラ整備対策事業、米穀貯蔵用低温倉庫建設事業の終了などにより、歳出総額では、前年度と比べ3億2,887万円6.6%の減となっております。

歳入につきましては、歳出でもご説明致しました地域活性化交付金、町債の米穀貯蔵用低温倉庫建設事業債などの減により、歳入総額で、3億5,087万6千円6.9%

の減となっております。

予算の執行にあたりましては、社会変化に的確に迅速に対応し、町民生活の向上に向けたまちづくり計画の推進を図ってきた一方で、健全財政の堅持に意を用いて、経費の抑制と効率的活用に努めてきたところであります。

次に、58頁。

認定第2号「平成23年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成24年9月6日提出、奈井江町長。

国民健康保険事業会計の決算の概要につきましては、歳入総額が2億4,333万2千円、歳出総額が2億3,907万2千円であり、実質収支額は426万円となっております。

歳出の主なものは、広域連合負担金で、対前年度15.4%減の2億3,562万2千円の支出をしております。

歳入につきましては、国民健康保険税で、前年度比5.9%減の1億4,217万7千円、繰入金で、前年度と比べ18.7%減の5,270万円、諸収入では、対前年度と比べ42.1%減の4,347万1千円となったところであります。

次に59頁の認定第3号「平成23年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成24年9月6日提出、奈井江町長。

23年度後期高齢者医療特別会計の決算につきましては、歳入総額8,741万3千円、歳出総額8,683万2千円となり、実質収支で58万1千円となっております。

主な内容につきましては、道の後期高齢者医療広域連合納付金が、8,642万1千円となりまして、歳入は、保険料、6,215万7千円、繰入金2,468万1千円であります。

次に60頁の認定第4号「平成23年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成24年9月6日提出、奈井江町長。

23年度の下水道事業会計決算につきましては、歳入総額6億4,619万2千円、歳出総額6億4,087万3千円、実質収支額531万9千円となっております。

下水道事業の主なものは、道道東奈井江奈井江停車場線雨水枝線新設工事、公共下水道の汚水柵新設17ヶ所、個別排水処理施設設置工事2ヶ所の整備を行って参りました。

これらの整備によりまして、平成23年度末の下水道普及率は、合併処理浄化槽を含めた生活排水総合普及率で92.9%となり、水洗化件数は2,509件となっております。

ます。

次に、62頁の認定第6号「平成23年度奈井江町老人保健施設事業会計歳入歳出決算の認定について」

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度奈井江町老人保健施設事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成24年9月6日提出、奈井江町長。

23年度老人保健施設事業会計の収益的収入で、収入2億3,129万5,863円、支出2億2,088万4,965円となり、当年度純利益では1,041万898円となっております。

資本的収支では、収入710万3,587円、支出2,216万9,093円となり、不足する額1,506万5,506円が、過年度分損益勘定留保資金で補填を致しております。

なお、平成23年度につきましては、介護予防通所リハビリの利用者の増加などにより、単年度実質収支では581万6,323円の黒字となっており、平成23年度末の繰越実質収支では8,409万5,094円の黒字となっております。

申し訳ございませんでした。

戻って頂きますが、61頁であります。認定第5号「平成23年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について」

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成24年9月6日提出、奈井江町長。

病院事業会計決算の概要についてご説明を申し上げます。

収益的収支で、収入10億6,401万7,358円、支出11億2,355万2,361円となり、当年度の純損失が5,953万5,003円となっております。

資本的収支では、収入が9,931万6千円、支出1億4,237万1,177円となり、不足する額4,305万5,177円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填を致しております。

なお、平成23年度につきましては、常勤医師1名の赴任、職員体制の確保のため看護師等の正職員化に努めたことにより、単年度実質収支では、2,405万3,017円の赤字となっておりますが、23年度末の繰越実質収支では、3億7,571万8,393円の黒字となったところであります。

63頁の認定第7号「平成23年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計歳入歳出決算の認定について」

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成24年9月6日提出、奈井江町長。

老人総合福祉施設事業会計23年度の決算の概要につきましては、収益的収支で、収入2億9,847万1,430円、支出3億3,467万2,355円となり、当年度純損失は3,620万925円となっております。

資本的収支では、収入3,335万1,804円、支出4,764万5,435円となり、不足する額1,429万3,631円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填を致しております。

なお、平成23年度につきましては、人件費の増があるものの、利用者数の増などによりまして、単年度実質収支では900万6,739円の黒字となり、23年度末の繰越実質収支では8,811万507円の黒字となっております。

以上、平成23年度の2会計の未処理欠損金の概要、並びに7会計の決算概要について、一括してご説明をさせていただきました。

よろしくご審議の上、認定をお願い致します。

(大綱質疑)

(15時27分)

●議長

9議案に対する大綱質疑を行います。

鈴木議員。

●9番

この決算認定につきましては、当然、その地方自治法の中で、3月議会で、今年もこういった今回示された決算状況というのを把握した上で、今年度平成24年度の予算組み立てという方向には入ったというふうに理解していますから、今この時期で決算書が出来たからといって、3月にさかのぼるということは適切ではないという状況の中で、質問したいと思います。

町長の昨年の執行方針の中からですね、私は決算数字に基づいて、お話をしますけれども、町長から大局的な見地に立って説明を頂ければというふうに思います。

まず一般会計の中から2点、それから病院事業会計の中から1点でございますが、昨年の段階で、子どもたちの健全な成長と教育環境の充実に向けてという中身の中で、子育て支援の充実、この観点で、子供医療の給付事業の充実、これが町長から新たにですね、平成23年に提案されまして、具体的には中学生まで、外来入院、所得制限なしで医療費を助成しようという提案がなされまして、決算書に基づきますと、759万2千円余りが執行されたということでございます。

これは、町単独でございますから、このことが段々拡大していくと、財政的に国の支援を受けられない中でやっていくということですから、そういった交付税、そういう観点からいうと交付税にも影響するかもしれません。

しかし、町単独でこのことを予算化し、執行した中で、町長は子育て支援に対してより一層充実のことで執行しておりますけれども、こういった数字が当初予算と比較して、どういう思いでおられるのか、また、考え方としては、今中学生ですけれども、先ほど言いましたように、財政に影響することでございますが、将来、高校生にまで、いわゆる18歳未満にまで、考えもあるのかなというふうな思いもございしますので、この件に

ついて決算書に基づいた質問とさせていただきます。

次、農業振興でございまして、個人町民税の課税状況等から、資料が出ておりますが、私もびっくりしました。

平成23年と平成24年、課税標準額で比べてみますと平成23年でしたら、農業所得者、64名で7,800万、24年度、いわゆる23年の申告に基づいた今年のものでございますけども、101名に増えて2億9千万といった数値が示されております。

これは、農業者の様々な施策をバックアップをして頂いて、これは国の戸別所得補償の関係もありましょう、しかしですね、わが町単独の中では、農業振興に関する決算額では道営土地改良事業に要する経費2,600万、付随するソフト事業570万、また換地業務に関するもの350万、更には町長の施策でございまして、本町農業がコメを主体に生産しているという観点から、特にコメ生産にあたっては美味しいコメをつくっていかなければならないという、農業者共々、町長もそういうお考えだと思います。

実は、昨年予算委員会で、23年の予算委員会ですよ、ゆめぴりか生産に対するバックアップということで、いもち病対策であったり、蛋白低減であったりということで、これらの基準に合うための生産のために400万ほど、予算化されたと思います。

結果的には480万のところ、農業振興全体では480万のところ、決算では401万というような数字が示されておりますが、結果として町長もご存じのとおり、奈井江町はゆめぴりか生産が全道の中で、特に基準品が3年連続トップクラスという実績を残されました。

そして今、その力量が試されるべく4年目、4年連続になるかならないかということだと思っております。

したがって、このゆめぴりか、そして水稻、この農業に対する思いをですね、このゆめぴりかということで、表現してもよろしいかと思っておりますが、これらの生産者に対する期待、奈井江町の農業者に対する期待、これらを総合的に町長の見解を伺いたいと思っております。

あと、もう1点、町立国保病院の運営についてであります。

今、平成23年度、国保病院の決算大綱が副町長の方から説明されまして、された中で、その前段で補正では、平成24年度、今、進行しておりますけれども、繰越実質収支が3億3千万ぐらいであろうというようなご説明がございました。

そこで、資料等々で勘案しまして、平成22年度決算では繰越実質収支3億9,900万、約4億あったものがこの決算では3億7,500万に減ったと。

しかも、平成22年度決算では単年度実質収支がプラスである。約1千万。

今回は2,400万の赤字ということで、プラスマイナス3,300万、マイナスが増えたということでございます。

これは数字的なものでございますが、町長は国保病院の運営の中で医療スタッフの充実ということを訴えられたと思っております。

その中で具体的には看護師を含め、病院の先生方等々がいらっしゃいますけれども、昨年の4月には、個人名は控えますが、常勤内科医師が1名、増強されました。

そんなことでもあるにもかかわらずという表現が適切かどうか分かりませんが、

なかなか経営が厳しいという現状であると思います。

しかし、国の診療報酬、これの影響がものすごく大きいんだと思えばですね、今一度、議員の皆さんも町民の皆さんも、病院のスタッフが增強されたからといってもすぐさま、経営に結びつかないものであろうと、私は思っております。

したがって、町長が新しい先生を迎えるということは、本当に大変な中で、增強された、そういう結果に基づいて今の状況がありますが、町民に訴えるべく、一次医療を充実していくためには、皆さんの理解がなければ、進めていけないということだと思えますが、この辺について町長の所見を伺いたいと思います。

以上、3点について、大綱ではありませんけれども、町長の見解を伺いたいと思いません。

以上です。

●議長

町長。

●町長

今、大綱だと4点だと思えますが、ご質問がございました。

そこで、子供医療費については、まさにまさしく基本的には、少子化の流れの中で、私どもとしては、町政の最大の課題だと、少子高齢化は。

これをですね、やはり子育てという観点から、当然のことだと私も思っております、採算上どうのこうのということではございませんが、ただ、総事業費の中で、759万2千円、これは道費の中に入っております。

ご存じだと思います。

そういう状況下でございますから、いずれにせよ、少子化現象の中で私どもはまさしく子育て支援、この充実を図るということが、町政最大の課題であろうとこういうふうと考えてございますので、このへんは、決算の比較との関係でございますから、これは当然の結果だとかうふうに逆に思っておりますので、ご理解頂きたいと思えます。

今、ひとつは農業振興の問題でございますが、その中でですね、昨年は美味しい米を作る、400万、奈井江町の単費でですね、いわゆる予算化致したところでございますが、いずれに致しましても、戸別所得補償方式を含めてですね、様々な年齢、いわゆる住民税課税標準額といえますか、こういったことが、農家の方々も大変厳しい状況の中で、その中で、負担に承えて頂いて、同時に、やはり所得をどうあげていくかと。

それと今一つは、ゆめぴりかをはじめと致しまして、奈井江町の一つの目標として美味しい基準米といえますか、北海道一、3年連続になりました。

まさに今年4年連続ってかかっているところでございます。

これが一つの奈井江の特産品だと、こういう位置づけの中で、今後とも、そういう方向でいきたいと。そんな状況であると、そして、決算額との比較、感想ということでございますけれども、ただ、はつきり申し上げますとですね、確かに、農業所得そのものが全般を見ますと低くなっていることは事実でございます。

これも課税対象額を含めてですね、そういう状況であることは事実でございますが、しかし、やはり我々はそれを乗り越えて行くのが町政の課題であろうと、こういうふうにご理解頂きたいと思うところでございます。

それから今一つは、国保病院の関係でございます。

国保病院に新たに今、そんなことでですね、奈井江町の町としての医師を、町立国保病院が確保しました。

これは医師不足というのは全国的、全道的な大変な深刻な問題です。

そういうことで、まさにさっき少子化のお話しましたけど、高齢化も進行しております。

安全安心をどう確保するかということをお考えますと、そういう意味から、いわゆる今までの3億9千万あったのが3億3千万になった、実質繰越収支、これも事実もでございます。

これを厳しく受け止めなければいけません、しかし、同時に、医師の確保ということで、先生が来て頂いたということで、住民生活に直接関わりあることでございますから、そういう意味では私どもは、そのことを推進していく、そして経営が厳しいなりに、見守り、見据えながら、今後も大局的な立場に立って、運営を図っていかねばいけない。

こういうふうにご理解を賜りたいと思う次第でございます。

農業所得がアップしたということ、大変、賞賛のこと、そういうことでですね、今後ともやっぱり農家の支援策、そして、それが奈井江町のまちづくり地域づくり、ゆめぴりかがなってきたということも含めてですね、今後とも継続して参りたいと、こういうふうにご理解を賜りたいと思っております。

ご理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

●議長

大綱質疑を終わります。

(特別委員会の設置)

●議長

おはかりします。

議案第5号、第6号、認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号については、議長、議選監査委員の大矢議員を除く全議員をもって構成する「決算審査特別委員会」を設置し、又、地方自治法第98条の規定による議会の権限を付与し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

議案第5号、第6号、認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号については、議長、議選監査委員の大矢議員を除く全議員をもって構成する「決算審査特別委員会」を設置し、又、地方自治法第98条の規定による議会の権限を付与し、これに付託の上、審査することに決定しました。

おはかりします。

只今、付託されました議案第5号、第6号、認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号については、会議規則第45条第1項の規定により、9月12日までに審査が終わるよう期限を付けたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

議案第5号、第6号、認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号については、9月12日までに審査が終わるよう期限を付けることに決定しました。

特別委員会の正副委員長互選のため、しばらく休憩致します。

(休憩)

(特別委員会の互選結果報告)

●議長

会議を再開致します。

休憩中に、特別委員会の正副委員長の互選結果が、議長に届いておりますので、事務局長に報告させます。

事務局長。

●事務局長

決算審査特別委員会の正副委員長の互選結果についてご報告申し上げます。

決算審査特別委員会の委員長には鈴木議員、副委員長には森岡議員。

以上でございます。

●議長

只今の報告のとおり、決算審査特別委員会の委員長には鈴木議員、副委員長には森岡

議員を選任することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

会決算審査特別委員会の委員長には鈴木議員、副委員長には森岡議員を選任することに決定しました。

閉会

●議長

おはかりします。

9月7日から9月12日までの6日間は、特別委員会開催及び議案調査のため、休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

特別委員会開催及び議案調査のため、9月7日から9月12日までの6日間は休会とすることに決定致しました。

以上で、本日予定した議事日程を全部終了しました。

本日はこれで散会と致します。

大変ご苦労さまでした。

(15時45分)

上記事項は書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため茲に署名する。

平成 年 月 日
奈井江町議会議長

署名議員

〃

平成24年第3回奈井江町議会定例会

平成24年9月13日（木曜日）

午前9時58分開会

○ 議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議案第 5号 平成23年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計未処理
欠損金の処理について
- 議案第 6号 平成23年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計未処理欠
損金の処理について
- 認定第 1号 平成23年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定につい
て
- 認定第 2号 平成23年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算
の認定について
- 認定第 3号 平成23年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決
算の認定について
- 認定第 4号 平成23年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定
について
- 認定第 5号 平成23年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳
出決算の認定について
- 認定第 6号 平成23年度奈井江町老人保健施設事業会計歳入歳出決算
の認定について
- 認定第 7号 平成23年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計歳入歳出
決算の認定について
- 第 3 議案第12号 平成24年度奈井江町一般会計補正予算（第5号）
- 第 4 議案第13号 平成24年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予
算（第3号）
- 第 5 議案第 9号 砂川地区保健衛生組合理約の変更について
- 第 6 議案第10号 石狩川流域下水道組合理約の変更について
- 第 7 議案第14号 工事請負契約の議決事項の変更について
- 第 8 議案第11号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 9 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦について
- 第10 調査第 1号 議会運営委員会の調査の付託について
- 第11 調査第 2号 所管事務調査の付託について

○ 出席議員（10名）

1番	遠藤共子	2番	石川正人
3番	三浦きみ子	4番	大矢雅史
5番	森岡新二	6番	森繁雄
7番	笹木利津子	8番	森山務
9番	鈴木一男	10番	堀松雄

○ 欠席議員（0人）

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名

町	長	北	良	治									
副	町	長	三	本	英	司							
教	育	長	村	上	清	司							
会	計	管	籾	田	茂	美							
ま	ち	づ	く	り	課	長	相	澤	公				
く	ら	し	と	財	務	課	長	小	澤	克	則		
ふ	る	さ	と	振	興	課	長	碓	井	直	樹		
お	も	い	や	り	課	長	岩	口	茂				
ま	ち	な	み	課	長	大	津	一	由				
健	康	ふ	れ	あ	い	課	長	小	澤	敏	博		
や	す	ら	ぎ	の	家	施	設	長	表	久	義		
教	育	次	長	鈴	木	隆							
ふ	る	さ	と	振	興	課	長	補	佐	秋	葉	秀	祐
教	育	委	員	長	萬	孝	志						
農	業	委	員	会	会	長	桑	島	雅	憲			
代	表	監	査	委	員	中	野	浩	二				

○ 職務のために出席した者の職氏名

議	会	事	務	局	長	萬	博	文
庶	務	係	長	栗	山	ひろみ		

開会・挨拶

●議長

皆さん、おはようございます。

只今、出席議員 10 名で定足数に達していますので、これから会議を再開します。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 115 条の規定により、1 番遠藤議員、9 番鈴木議員を指名します。

日程第 2 から日程第 8 4 議案一括上程・報告

●議長

日程第 2

議案第 5 号「平成 23 年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計未処理欠損金の処理について」

議案第 6 号「平成 23 年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計未処理欠損金の処理について」

認定第 1 号「平成 23 年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 2 号「平成 23 年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 3 号「平成 23 年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 4 号「平成 23 年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 5 号「平成 23 年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 6 号「平成 23 年度奈井江町老人保健施設事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 7 号「平成 23 年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計歳入歳出決算の認定について」

以上、9 議案を一括議題とします。

9 議案については、決算審査特別委員長より、審査報告書が議長に提出されております。

すので、事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(審査報告書) 朗読。

●議長

決算審査特別委員長の細部報告について、発言を許します。

9番鈴木議員。

(特別委員長 登壇)

●9番

(10時03分)

皆さん、改めまして、おはようございます。

決算審査特別委員会報告を申し上げます。

今ほど局長の方からご報告がございましたので、出来るだけ重複を避けて、申し上げたいと思います。

最初に、審査の結論から申し上げますと、議案第5号、第6号、認定第1号から第7号、それぞれ一般会計、特別会計、企業会計7つの会計の決算については、全て全会一致をもって認定されました。併せて監査委員の決算監査意見書についても適切であると承認することに決定しました。

まずもって、平成23年度は、3月11日に発生した「東日本大震災」に際し、被災地である宮城県岩沼市に長期に渡り職員を派遣され、被災地の復興を願う町民の思いを示して頂きました。

派遣を決意されたことに対し敬意を表するところであります。

地方自治体を取り巻く環境が非常に厳しい状況下にあっても、積極的な広域行政と徹底した行財政改革の結果、平成23年度にあっても、各会計とも実質赤字等は発生しておらず、実質赤字比率、連結実質赤字比率は該当せず、実質公債費比率、将来負担比率とも前年度を下回り、健全財政を堅持されているところであり評価するものであります。

それでは、特別委員会では出されました意見・要望につきまして、ご報告申し上げます。まず最初に、一般会計についてであります。

町税においては、不能欠損額、収入未済額とも対前年度より減額されており、徴収率の向上に努力されております。

町税は、町政運営の自主財源であり、納税者の公平性も求められることから、今後とも徴収率の向上に努め、財源の確保に更なる努力を願うものであります。

定住促進対策事業についてであります。

町では、未利用の町有地を活用して、民間賃貸住宅等への助成制度の充実を図りながら定住促進に積極的に取り組み、一定の成果が見受けられているところであります。

今後とも、定住促進策にあつては、新たな未利用地も含めて検討し、更なる事業展開

を期待するものであります。

次に、老人クラブの活性化対策についてであります。

平成23年度より老人クラブの活性化や自主的活動に対して新たな助成事業を実施しております。

老人クラブは、地域のコミュニティやボランティア活動の中心的役割を果たされており、本事業の実施により地域活動の活性化にも繋がるよう大いに期待するものであります。

次に、各連合区における会館の維持管理についてであります。

各連合区における会館は、地域コミュニティの中心的施設であり、災害時の避難施設として重要な施設であります。連合区等地域関係者と協議し、今後とも会館の存続維持に向けて努力されるよう要望します。

次に、子ども医療費の助成についてであります。

平成23年度より「子ども医療費」として、全額公費負担の範囲を中学生まで拡大しましたが、子どもの健康保持や子育て支援策として評価するところであります。今後とも積極的に支援策を推進するよう要望するものであります。

次に、すこやか健診についてであります。

受診率の向上をはじめ、精密検査が必要とされる児童にあっては、直接児童生徒の健康に関わることであることから、学校関係者や保護者の理解を得ながら精検率の向上に努めていただきたいというものでございます。

次に、農政についてであります。

現在、道産米の切り札の1つである「ゆめぴりか」では、出荷量のほとんどが、高品質米であることは、本町生産者の技量の高さや弛まないご努力の賜物と敬意を表すものであります。

町におきましても、道営土地改良事業をはじめ中山間地域支払い制度や農地・水・環境保全対策事業等の施策を積極的に展開されており評価するところであります。今後とも、基幹産業である農業振興にご努力されますようお願いをします。

ミートウィズ事業においては、農業を始め商工業の後継者問題と定住促進から重要な取り組みであります。事業成果が報告される中、今後とも積極的な対応を期待するところであります。

次に、道路の除排雪についてであります。

平成23年度は、豪雪地帯と言われる空知地方において、記録的な大雪に見舞われました。町では、大幅な補正予算を組み、除排雪に全力で対応されたところでありますが、冬期間の町道の維持管理は、町民生活に直結した問題であります。

流雪溝等においては、常に保守点検を怠らず、投雪時期に支障なきよう万全を期するようお願いします。

そして、除排雪作業においては、全地域、業者間での差異がなく、道路状況や気象状況に即応できるよう、委託関係者に指導願います。

次に、墓地の維持管理であります。

経費の節減等により、現在では職員が除草作業を行なっているところでございますが、

ヒバや樹木の剪定等の管理までは徹底されていないのが現状であります。年次的に予算化して環境の整備を図るよう要望するものであります。

次に、役場庁舎の耐震化についてであります。

平成23年度に行なった、役場庁舎の耐震2次診断において、「耐震に問題があり、耐震化に向けて大規模な改修が必要である」旨の報告を受けました。役場庁舎は、町政の拠点であり、災害時の対策本部となる重要な施設であります。

今後とも町政の大きな課題の一つとして、町民とも論議を重ね、庁舎のあり方も含めて、具体的な計画を示されるよう要望するものであります。

次に、文化ホールの運営等についてであります。

文化ホールの自主事業においては、子ども達の情操教育や文化振興においても大変有意義な取り組みであり、1人でも多くの町民が鑑賞されるよう努力願います。また、コンチェルトホール等の施設面においても高く評価されておりますが、映写においては、現在、フィルムよりDVDが主流となっております。DVD対応の映写機の導入に向けまして検討願います。

次に、各施設の和式のトイレについてであります。

一般家庭の多くが洋式であり、利用者の多くが高齢者であります。各施設の状況を今一度点検し、トイレの洋式化に向けて検討願います。

次に会計が変わりまして、下水道事業会計についてであります。

下水道債においては、平成17年度より4カ年にわたり、低金利に切り替えるべく繰上げ償還を行い、総額2億3,600万円の財政効果を上げるなど、事務経費の節減に努力されており評価するところであります。

本事業は、昭和52年度に着手した事業であり、35年を経過したものもあります。

将来のために、老朽化に対応した改修計画等の準備をお願いするものであります。

次に、老人保健施設会計についてであります。

現在、施設の現状から、通所リハビリにおいてはロビーのスペースを活用して運営されておりますが、療養環境の面において、是非とも改善されるよう要望するものであります。

以上、意見・要望を申し上げましたが、委員会審議において出された他の意見要望も含めて、充分検討され対応されるよう望むものであります。

以上、決算審査特別委員会の報告と致します。

議案第5号の討論・採決

(10時13分)

●議長

議案第5号「平成23年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計未処理欠損金の処理について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第6号の討論・採決

●議長

議案第6号「平成23年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計未処理欠損金の処理について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

認定第1号の討論・採決

(10時15分)

●議長

認定第1号「平成23年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」に対する

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第2号の討論・採決

●議長

認定第2号「平成23年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第3号の討論・採決

●議長

認定第3号「平成23年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第4号の討論・採決

●議長

認定第4号「平成23年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第5号の討論・採決

●議長

認定第5号「平成23年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第6号の討論・採決

●議長

認定第6号「平成23年度奈井江町老人保健施設事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第7号の討論・採決

●議長

認定第7号「平成23年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第3 議案第12号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時19分)

●議長

日程第3、議案第12号「平成24年度奈井江町一般会計補正予算(第5号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

おはようございます。

追加議案書でお配りをしております64頁をお開き下さい。

議案第12号「平成24年度奈井江町一般会計補正予算（第5号）」

平成24年度奈井江町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,608万7千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億2,630万1千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

平成24年9月13日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、12款分担金及び負担金1,608万7千円を追加し4,003万5千円、歳入合計1,608万7千円を追加し51億2,630万1千円。

歳出、6款農林水産業費1,608万7千円を追加し2億1,921万7千円、歳出合計1,608万7千円を追加し51億2,630万1千円。

一般会計補正予算（第5号）の概要について、説明を申し上げます。

今回に補正につきましては、農業体質強化基盤整備促進事業に係わるものであり、この事業は平成23年度からの繰り越しにより事業遂行を図っているところではありますが、対象事業の調査設計を行ったところ、事業費の増高が見込まれ、その増高分につきまして、本年度予算での対応とし、追加補正をしようとするものであります。

補正の内容について、歳出から説明を申し上げます。

67頁をお開き下さい。

農林水産業費、農業費、農地費では、農業体質強化基盤整備促進事業に要する経費として、調査設計委託料165万4千円、事業用支給資材費で1,443万3千円、合わせて1,608万7千円を追加計上致しております。

次に歳入について説明を申し上げます。

分担金及び負担金、負担金の農林水産業費負担金では、農業体質強化基盤整備促進事業に伴う事業増高分の受益者負担金1,608万7千円を追加計上致しております。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

質疑ありませんか。

森議員。

●6番

今の副町長の方から、説明がありましたけれども、68頁の農業体質強化基盤整備促進事業に係わる経費の内訳なんですけれども、ここに事業用材料費って書いてあるんですけれども、主だったものはどのようなものか、説明して頂きたいと思います。

●議長

碓井課長。

●ふるさと振興課長

森議員のご質問にお答えをして参りたいと思いますが、今回の事業に関しましては、概略として、概要説明で申し上げたとおり、23年度の国の補正に基づいて繰り越した分で、事業を、この4月から設計を行い、開始してございます。

その中で、まず設計を積み上げた時に、非常にですね、やはり、それぞれの農地の状況が面積が非常に小さかったり、不整形であったりということで、当初予定していた金額よりも、それぞれ10アール当たりの単価にしても非常に高い状況になって参りました。

そこに対処するため、今回、元々全て工事費で組んでいた内容をですね、そこに暗渠に工事に使う砂利代をですね、町が契約をして支給をするという方法をとって、対象農家の軽減を図りたいと、そういった対応をとって参りました。

そういった中で、今回、原材料費として計上させて頂いておりますのは、工事全体で使用する中で、砂利代の部分を24年度の予算として、改めて計上させて頂いたという関係でございます。

●議長

森議員。

●6番

これ砂利代を今、役場が調達して、それぞれ当てはめるということなんですけどもね、これ、このことを計画を道に遂行するにあたりますと、反当あたり、どの程度の金額になっていくのか、その辺をもう一度確認させて頂きたいと思います。

●議長

ふるさと振興課長。

●ふるさと振興課長

この事業にあたりましては国の方から、10アールあたり、15万円という、暗渠工事であればそういった金額が参ってくるわけですが、当初予算においては、それに若干の上積みをしなから、17万程度の事業費を計画してございました。

そこで今この設計が概ね、残っている事業もございますが、今見えて参りまして、その中で、積算をし、また、今申し上げた原材料も支給として、若干を引き下げるといったような経過の中で総額的には、大体平均で、全体の平均でいきますと、10アールあたり18万円ぐらいの単価で今予定をさせて頂いている所でございます。

●議長

他にありませんか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第12号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第13号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時27分)

日程第4、議案第13号「平成24年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書69頁をお開き下さい。

議案第13号「平成24年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)」

総則、第1条、平成24年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

業務の予定量の補正、第2条、平成24年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

建設改良事業のストレッチャー対応リフト型特殊浴槽他の事業で、727万1千円を追加し8,494万6千円。

資本的収入及び支出の補正、第3条、予算第4条中、不足する額4,370万4千円を、不足する額4,717万5千円に、過年度分損益勘定留保資金4,370万4千円を過年度分損益勘定留保資金4,717万5千円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款、資本的収入380万円を追加し1億2,443万6千円。

支出、第1款、資本的支出727万1千円を追加し1億7,161万1千円。

次の頁をお開き下さい。

企業債の補正第4条、予算第5条に定めた限度額を、次のとおり補正する。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法で申し上げますが、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更がございません。

医療機器整備事業の病院事業債分では190万円を追加し1,580万円。

医療機器整備事業の過疎債分では同じく、190万円を追加し1,580万円であります。

平成24年9月13日提出、奈井江町長。

補正の内容について、資本的支出より説明を申し上げます。

72頁をお開き下さい。

資本的支出の建設改良費、資産購入費では、地域医療総合情報システム整備に関わるシステム業者との協議において、当初のオーダリングシステムから最終的に電子カルテシステムに計画を変更することとなったため、727万1千円を追加計上致しております。

次に資本的収入について説明を申し上げます。

資本的収入の企業債では、資本的支出の追加補正により、この財源として特別地方債及び過疎債で、それぞれ190万円を追加計上致しております。

以上の結果、単年度実質収支では4,671万9千円の赤字となりますが、繰越実質収支では3億2,899万9千円の黒字を見込んでおります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を一括して行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第13号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第9号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時31分)

●議長

日程第5、議案第9号「砂川地区保健衛生組合同規約の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書46頁をお開き下さい。

議案第9号「砂川地区保健衛生組合同規約の変更について」

地方自治法第286条第1項の規定により、砂川地区保健衛生組合同規約を次のとおり変更する。

平成24年9月6日提出、奈井江町長。

砂川地区保健衛生組合同規約の一部を改正する規約。

砂川地区保健衛生組合同規約の一部を次のように改正する。

本規約につきましては、奈井江町を含む石狩川流域下水道関連6市6町が、汚水処理施設共同整備事業を実施することに伴い石狩川流域下水道組合が同事業に係る、し尿処理施設の設置及び運営管理に関する事務を共同で処理するため、砂川地区保健衛生組合が共同処理するし尿処理に関する事務及びこれを組織する1市3町、砂川市、上砂川町、浦臼町、奈井江町それぞれの負担金の負担割合の一部を変更するものであり、平成24年の12月1日からこれを施行しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第10号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時34分)

●議長

日程第6、議案第10号「石狩川流域下水道組合規約の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書47頁をお開き下さい。

議案第10号「石狩川流域下水道組合規約の改正について」

地方自治法第286条第1項の規定により、石狩川流域下水道組合規約を次のとおり改正する。

平成24年9月6日提出、奈井江町長。

石狩川流域下水道組合規約の一部を改正する規約。

石狩川流域下水道組合規約の一部を次のように改正する。

本規約の変更の内容は、現在、6市4町で共同処理をしております石狩川流域下水道の管理運営について、雨竜町、及び月形町を加えた6市1町により、し尿処理施設の設置、及び管理運営に関する事務を新たに加え、共同処理したいとするものであります。

概要について、担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

まちなみ課長。

●まちなみ課長

改めまして、おはようございます。

定例会最終日ご出席大変お疲れさまでございます。

只今、ご提案致しました議案第10号「石狩川流域下水道組合規約の改正について」ご説明申し上げますので、議案書の47頁をご覧ください。

まず題名の次に、第1章から第4章及び附則の目次を付すものであります。

次に、第2条につきましては、組合を構成する地方公共団体に関してですが、し尿等の共同処理を行うことを目的として、新たに月形町及び雨竜町を加えるための改正であります。

第3条では、共同処理する事務に関して、現在行っております「石狩川流域下水道の管理運営に関する事務」に加え、新たに芦別市、赤平市、滝川市、歌志内市、美唄市、奈井江町、新十津川町、上砂川町、浦臼町、雨竜町及び月形町の6市6町による「し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務」を追加するものでございます。

48頁をお開き願います。

第4条では、これまで組合の事務所は、組合長の所在地としておりましたが、他の組合と整合性を図り、実際に事務を取り扱っております奈井江浄化センター所在地である空知郡奈井江町字茶志内10番地に変更するものであります。

第5条第1項では、組合議会の議員定数を21名から25名に変更するもので、その内訳としまして、同条第2項の規定により、新たに組合加入致します雨竜町及び月形町より、それぞれ2名ずつの組合議員を選出して頂くものであります。

第5条第3項及び第6条第2項は、文言の整理であります。

第8条の2については、今回の「し尿処理」に関する事務の追加により共同処理する事務が複数となり、事務ごとに関係市町の構成が異なることから、議会の議決方法の特例について、新たに規定を追加するものであります。

内容と致しましては、「組合議会の議決すべき事件のうち、関係市町の一部に係るものの議決については、当該事件に係る市町から選出されている組合議員の出席者の過半数の賛成を含む出席している全ての組合議員の過半数でこれを決する」とするもので、当該事件に係る市町の意向が十分に反映されるように保証するものであります。

第9条第1項では、新たに「し尿処理」に関する事務が追加され、複合的一部事務組合となることから、今後の組合運営の更なる円滑化、組織の強化を図るため、副組合長を2名から3名体制に変更したいとするものであります。

第4章の章名の改正であります。第15条の追加に伴い、「組合の経費」から「補則」に改めたいとするものであります。

第14条第2項においては、負担金の割合を組合議会において定めることとしていたものを、本規約の別表において定めることとし、負担割合の考え方を明らかにしたものです。

第15条は、その他の事項として新たに「この規約に定めるもののほか必要な事項は、組合議会の議決を経てこれを定める」旨の条項を追加するものであります。

49頁にわたります別表につきましては、第14条第2項の規定により負担金の負担割合を定めるために追加するもので、1の表として、石狩川流域下水道の管理運営に関する事務に係る負担金の負担割合を定め、これにつきましては、現在「石狩川流域下水道組合負担金の負担割合及び徴収条例」において定められております負担割合の考え方を規約に規定したものであります。

また、別表2の表につきましては、し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務に係る負担金の負担割合を定めるもので、共同負担として「し尿量割」、施設建設費負担として「均等割10分の1、し尿量割10分の9」、施設管理運営費負担として「し尿量割」との負担割合としたいとするものであります。

50頁をお開き願います。

附則であります。第1項におきまして、この規約の施行日を平成24年12月1日としております。

附則第2項では、経過措置として「この規約の施行の日から組合長が別に定める日までの間における石狩川流域下水道組合が共同処理する事務及びこれを組織する市町の負担金の割合については、改正後の第3条の表及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による」とし、奈井江浄化センターにおいて、し尿等に関する事務が開始されるまでの期間については、従前の事務が継続することを規定しております。

以上、議案第10号「石狩川流域下水道組合規約の改正について」ご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第14号の上程・説明・質疑・討論・採決

●議長

日程第7、議案第14号「工事請負契約の議決事項の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

追加で配布しております議案書の73頁をお開き下さい。

議案第14号「工事請負契約の議決事項の変更について」

平成24年6月21日、議会の議決を経た工事請負契約について、奈井江小学校大規模改造建築主体工事（第1期工事）の一部を変更したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び奈井江町財産及び契約に関する条例第2条の規定に基づき、町議会の議決を求める。

平成24年9月13日提出、奈井江町長。

記と致しまして、契約の目的は、奈井江小学校大規模改造建築主体工事（第1期工事）であります。

契約の金額について、変更前の金額は1億132万5千円でありましたが、変更後の金額を1億272万1,500円とするものであります。

このうち、消費税及び地方消費税の額は489万1,500円であります。

契約の相手方は、空知郡奈井江町字奈井江32番地13、株式会社鈴木東建、奈井江本店内の鈴木東建・共和経常建設共同企業体でありまして、変更はございません。

工期につきましても、平成24年の6月21日から同じく平成24年10月31日までということで変更はございません。

今回の議決変更につきましては、当初設計で予想されていない箇所において追加工事が必要となったことから、契約変更を行い、事業を完了させようとするものであります。よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第14号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第11号の上程・説明・質疑・討論・採決

●議長

日程第8、議案第11号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。
町長。

(町長 登壇)

●町長

改めまして、おはようございます。

定例会最終日大変ご苦労さまでございます。

それでは、「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を説明申し上げますが、教育委員でございます、山中敦子氏及び萬孝氏が平成24年9月30日をもって、任期満了となりますので、引き続き、山中敦子氏、そして新たに笹木恭氏を任命致したく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、町議会の同意を求めるところでございます。

なお、履歴については52頁53頁に記載しておりますので、よろしくご審議の上、ご同意を願いますようお願い申し上げます。

以上、提案と致します。

●議長

説明が終わりましたが、この審議、採決は、1人1人について行います。

最初に山中敦子氏について行います。

特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

山中敦子氏について採決します。

山中敦子氏を教育委員会委員に選任することについてはこれに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

山中敦子氏を教育委員会委員に選任することについてはこれに同意することに決定しました。

次に笹木恭氏について行います。

特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
笹木恭氏について採決します。
笹木恭氏を教育委員会委員に選任することについては、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
笹木恭氏を教育委員会委員に選任することについては、これに同意することに決定しました。

日程第9、諮問第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時48分)

●議長

日程第11、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
町長。

(町長 登壇)

●町長

諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」
奈井江町人権擁護委員であります、山下俊之氏及び堀則文氏が、平成24年12月31日付をもって任期満了となりますので、山下俊之氏、堀則文氏を引き続き、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、引き続き推薦したいと思いますので、よろしくご同意のほどをお願い申し上げます。

なお、履歴につきましては55頁56頁に記載されておりますので、よろしくお願ひ
します。

●議長

説明が終わりましたが、この審議、採決は、1人1人について、行います。

最初に山下俊之氏について行います。

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

山下俊之氏について採決します。

山下俊之氏を人権擁護委員に推薦することについては、これに同意することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

山下俊之氏を人権擁護委員に推薦することについては、これに同意することに決定し
ました。

次に堀則文氏について行います。

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

堀則文氏について採決します。

堀則文氏を人権擁護委員に推薦することについては、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

堀則文氏を人権擁護委員に推薦することについては、これに同意することに決定しました。

日程第10、調査第1号の上程・付託

(10時51分)

●議長

日程第10、調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第1号)朗読。

●議長

本案は、議会運営委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、議会運営委員会に付託することに決定しました。

日程第11、調査第2号の上程・付託

●議長

日程第11、調査第2号「所管事務調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第2号) 朗読。

●議長

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに決定しました。

閉会

●議長

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

平成24年奈井江町議会第3回定例会を閉会致します。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

(10時54分)

上記事項は書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため茲に署名する。

平成 年 月 日
奈井江町議会議長

署名議員

//